離脱後の英国·EU交渉の 争点と進捗状況

2020年3月26日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

ポイント解説(3月26日時点)

英国のEU離脱に関する交渉結果は?

- 〇12月12日に行われた英国下院の総選挙でジョンソン首相率いる保守党が大勝。EU離脱協定法が2020年1月 23日に成立。
- 〇ジョンソン首相、ミシェル常任議長、ファンデアライエン委員長はEU離脱協定案に1月24日に署名。
- 〇先の離脱協定法により、英国での離脱協定の議会承認は省略。1月29日に欧州議会、1月30日にはEU理事会が離脱協定を承認し、双方の批准手続きが完了し、同協定に基づき1月31日に英国がEUから離脱。

企業活動への影響は?

- O2020年末までは移行期間となることから、この間はビジネス環境に変化はない。
- 〇焦点は移行期間終了までに、①日英経済連携協定(EPA)を締結・発効できるか、②EU英国自由貿易協定 (FTA)を締結・発効できるか、の2点。移行期間は英国・EU間で2020年6月30日までに合意・決定されれば 1年か2年の延期が可能だが、英国の離脱協定法内では政府が移行期間を延期することを禁止している。
- OEU英国FTAの有無に関わらず、移行期間終了後は通関手続きが発生する。
- 〇それぞれの貿易協定が間に合わない場合、英国は日EU・EPAの適用対象外になるため、関税の減免が受けられなくなる。EU英国間では、関税が発生し、合意なき離脱に近い状況に陥る可能性がある。
- 〇在英・欧州機関である欧州医薬品庁がアムステルダム、欧州金融監督局がパリに移転。

英国·EU間の将来関係に関する交渉方法は?

- 〇欧州委員会の加盟国や欧州議会向けの提案では、「通商・経済協力」、「法執行や刑事事件における司法協力」、 「外交・安全保障政策および防衛」、「各種EUプログラムへの参画」が交渉の対象に。
- 〇英国は自由貿易協定(FTA)、漁業、域内治安協力などを提示。FTAについては関税や数量割当は導入しないものの、一般的なFTA以上にEUと規制を連動させる考えはないとの考え。

離脱協定案および政治宣言の承認

- ●2019年10月17日 英国政府、欧州委員会の間で新たな離脱協定案と政治宣言案に合意
- ●2020年1月23日 英国議会で離脱協定法が成立。離脱協定の議会承認は省略。
- 2020年1月24日 英国·EU両首脳の署名
- 2020年1月29日 欧州議会で承認
- 2020年1月30日 EU理事会で承認

離脱協定案		
第1編	共通規定	
第2編	市民の権利	
第3編	離脱規定	
第4編	移行期間	
第5編	財政規定	
第6編	機関的・最終規定	

付随書(プロトコル)

- ・アイルランド/北アイルランド
- ・キプロス英国主権基地領域
- ・ジブラルタル

<市民の権利>

- ・移行期間終了までに合法的に英国に居住しているEU市民、EUに居住している英国市民は、 その後も滞在が可能。
- ・5年間居住すると、永住権を持つ。家族も同様に保護される。
- ・英国では、EU市民は新たな居住ステータスを取得する必要がある。EU加盟国は、英国市民に居住ステータスの取得を求めるかどうかの選択ができる。同ステータス申請手続きは簡素で、無料もしくは同様の申請手続きの手数料を上回らない。
- ・EU市民は英国で、英国民はEUで移行期間終了までに承認された専門資格は、移行期間終了後も認められる。
- ・離脱協定の下、英国に居住するEU市民は、現在と同様の労働、学習、社会保障アクセスの権利 を有する。

<移行期間>

- ・移行期間は2020年12月まで。一度のみ最大1年もしくは2年の延長が可能。
- ・英国は、幾つかのEU機構・機関の会合に参加可能。
- ・英国は移行期間中、第3国との協定の交渉、署名、批准が可能。EUの承認がない限り、協定の 発効もしくは暫定適用は移行期間後。
- ・移行期間中は、水域へのアクセス、漁獲割り当ては2020年まで現行通り。英国は独立海洋国家として2020年に2021年の、それ以降毎年翌年の漁業協定について交渉する。

<財政規定>

- ・英国がEUに支払う清算金は、350億~390億ポンドと試算。確定金額は、今後の状況変化に 左右される。
- ・英国は2019年及び2020年はこれまで通り拠出金を支払い、割戻金を受領する。

(出所)欧州理事会、英国政府

欧州委員会がブレグジットFAQを公表

●1月24日、欧州理事会及び欧州委が離脱協定に署名するとともに、「1月31日の英国のEU離脱に関わる質問と回答」を公表。

O MILITARIAN STATEMENT OF THE STATEMENT			
離脱後・移行 期間中の EU・英国関係	・英国のEU離脱協定が1月29日に欧州議会で批准、翌30日にEU理事会で承認されると、 英国時間 1月31日午後11時に英国はEUを離脱、同時に移行期間に入る。移行期間は原則として 2020年12月31日まで続く。 ・移行期間中、英国はEU諸機関での代表権を失うが、英国へのEU法の適用は継続するため、 EU・英国双方の市民、消費者、企業、投資家、学生、研究者は、これまで通り活動することができる。 ・EUと英国は移行期間中に、英国のEU離脱協定に添付される「政治宣言」に基づいて通商協定を含む 将来関係についての合意を目指す。欧州委員会は2月3日にEU・英国の将来関係に関する包括的な 交渉マンデートの指令案を採択。EU理事会での採択後、EU側は英国政府との交渉準備が整う予定。		
第三国との FTA	・日EU・EPA含む第三国との通商協定は、移行期間中は英国にも適用される。 ・英国が第三国と結ぶ新たなFTAについては、英国が準備・策定について手続きを進めること自体は 認めるが、移行期間中の発効・適用開始については、EU側の明確な承認が必要。		
移行期間の 延長	・移行期間の延長は1回に限り、1年か2年の期間でされ得る。 <u>ただし、延長には2020年6月30日までに双方で合意・決定する必要がある。</u> (EU側スタンス)将来関係についての協議期間が短すぎるので、優先的に協議する事項を決めることが必要。①共通基盤の構築、②安全保障体制、③経済関係、3点を挙げている。 (英国側スタンス) ジョンソン首相は、移行期間を延長しない方針を固持。		
上市された商品	・移行期間終了以前にEU単一市場・英国市場に上市された商品であれば、同市場での最終消費者に 到達するまでの流通は、商品の変更やラベル貼り換えの必要がなければ、保証される。 ・ただし、生きた動物や動物由来食品などについては例外的に、移行期間終了時点から、第三国からの 輸入に関するEUまたは英国の法令を遵守しなければならない。		
税関手続き等	・通関対応や付加価値税(VAT)・物品税については、英国のEU関税同盟からの離脱以前に移動開始 した商品については、EU規則に基づいてその移動を完了することを認める。 ・VATの報告義務や払い戻しなどの権利・義務に関しては、移行期間以前に開始されたEU・英国間の 越境取引については移行期間終了後もEU規則が引き続き適用される。		

(出所)欧州委員会

離脱協定案(2019年10月17日修正)

離脱協定案の議定書(プロトコル)にて、アイルランド・北アイルランドに関する取り決めについて規定。2018年11月25日に合意されたバックストップ室が英国議会で受け入れられず、2019年10月17日、英EU交渉官レベルで議定書の修正(代替案)に合意。

<2018年11月合意のバックストップ案>

- ○移行期間終了までにハードボーダー回避策が 導入できない場合に発動する**一時的な措置。**
- 〇ハードボーダー回避策が導入されるまでの間、
 - EUと英国全土を単一の関税領域にする提案。

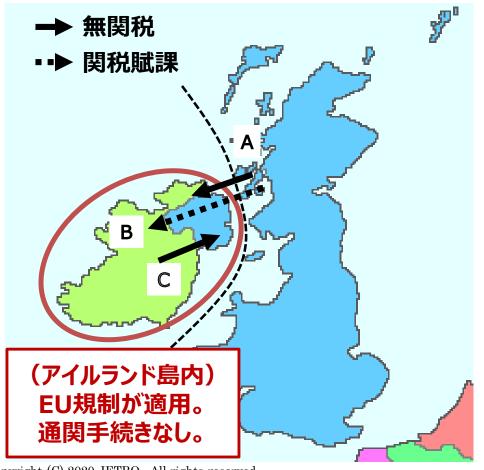
<今回の合意内容>

- ○恒久的に適用され得るハードボーダー回避措置
- OEUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国の関税領域に残留。 しかし、南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランド は引き続きEU関税法典(UCC)に従う。

適用条件·期間	○移行期間終了後、直ちに自動的に適用。 ○北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用(新たな方策に置き換えることも可能)。
関税	○EUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国の関税領域に残留。 ○南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランドは引き続きEU関税法典(UCC)に従う。 ○通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。免除対象品目は英EUから成る合同委員会が決定。
規制	○工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。 ○北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に 最大限努力(検査の最小化・効率化等)。
VAT· 物品税	○物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 ○徴収を含め、運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。 ○代替手段として、北アイルランドの同税をアイルランドで適用されるものに合わせて免税・減税することも可能。
公正な競争条件 (LPF)	○北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合させる。 (環境、労働、競争法等に関する規制はEU規制との整合性を問わない)
北アイルランドの同意	○北アイルランド議会が英国政府の宣言に則って議会採決により意思表明。 ○議会が適用継続を支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。この期間中に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。 ○議会支持の条件は3パターン。①全体の過半数、②全体の過半数且つ英国派・アイルランド派両派の過半数、③全体の60%以上目つ各派で40%以上が賛成の「加重過半数」が条件。

英国・北アイルランド・EU間の関税適用

- ①EUと英国は別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域。
- ②北アイルランドにはEU規制を適用。
- ③通関手続きは北アイルランド、グレート・ブリテン島間で英当局が実施。 アイルランド、北アイルランド間で通関手続きは発生しない。
- ④北アイルランド議会の支持が続く限り恒久的に適用。



例

英国→北アイルランド

- A (EUに輸送される恐れがない場合)
- →無関税
- B(EUに輸送される恐れがある場合)
- →EU関税賦課

EU→北アイルランド

C無関税

(出所)英国政府、欧州委員会資料等よりジェト□作成。

今後の英国・EUの将来関係に関する交渉スケジュール

①2月以降

②①~12月末

③12月末

英 国

● EUと合意した「将来関係の枠組み」に整合する形で、交渉目標を設定。

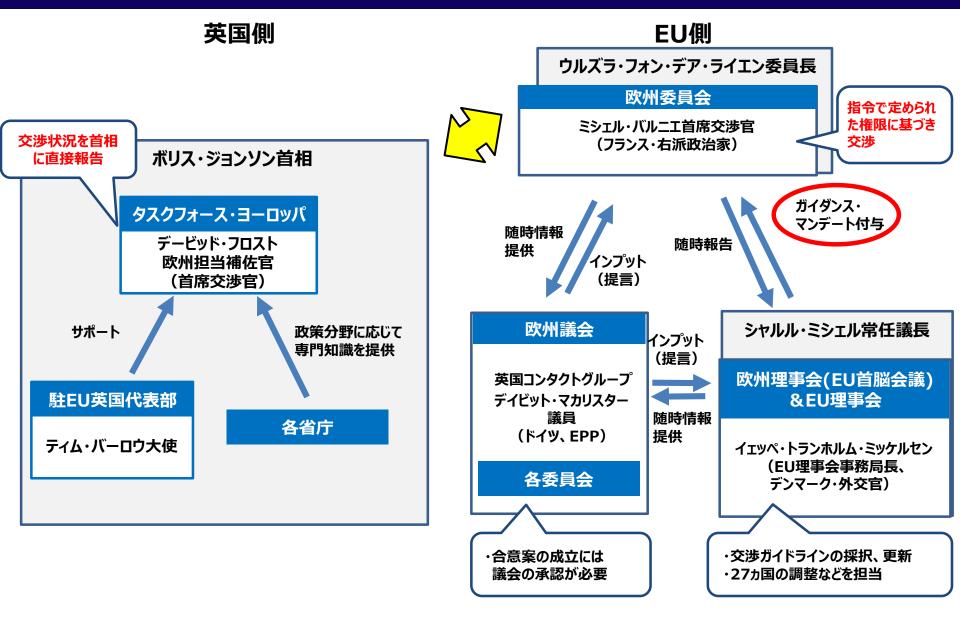
- 移行期間終了までに FTAの締結ができるかが 焦点に。
- 英国側は国内法で移 行期間の延長を禁止。
- EU側は2020年内に合意すべきことについて優先事項を検討。
- 2020年6月30日まで に英国・EU間で合意す ることで移行期間の延 長が可能。

● 移行期間中にFTAを 含む将来協定を締結で きない場合、離脱協定 案の合意内容は維持 されるものの、英国・EU 間で関税が発生する など、「合意なき離脱」に 似たような状況になる 可能性も。

E

- 欧州委員会は、 2月3日までに将来関係 に関する包括的な 交渉権限(マンデート)指令案を採択し、 欧州理事会に提出。
- 欧州理事会が承認、交渉を3月2日から開始。

今後の英国·EUの将来関係に関する交渉の体制



(出所) 欧州委員会、英国政府資料等より作成

EU・英国の将来関係に関する交渉の進め方

英EU将来関係交渉における交渉グループ(分科会)

番号	分科会の名称
1	物品貿易
2	サービス貿易、投資、その他の事項
3	公正な競争のためのレベルプレイング フィールド
4	運輸
5	エネルギー、民間原子力協力
6	漁業
7	移動、社会保障協調
8	刑事事件に係る法の執行と司法協力
9	主題別協力
10	EUプログラムへの参画
11	水平的協調、ガバナンス

(注)英EU双方の合意により、分科会の統合、分割、新規設置などもあり得る。

英EU将来関係交渉の当面の日程

	開始日	終了日	開催地
第1ラウンド	3月2日(月) 午後	3月5日(木) 午前	ブリュッセル
第2ラウンド	3月18日(水) 午後	3月20日(金) 午後	ロンドン
第3ラウンド		4月8日(水) 午後	ブリュッセル
	午後	4月30日(木) 午後	ロンドン
第5ラウンド	5月13日(水) 午前	5月16日(土) 午前	ブリュッセル

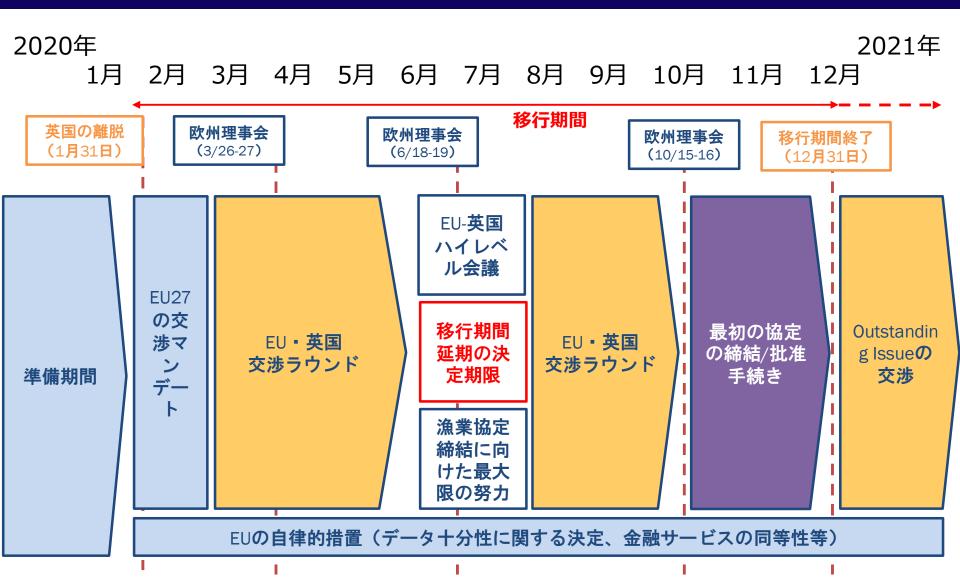
⇒ 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、 EU及び英国は、第2ラウンドの会合中止を決定。 テレビ会議等による議論の継続を模索中。 (3月25日現在)

(注)英EU双方の合意により、第6ラウンド以降も開催される可能性がある。

EU側交渉指令の対象範囲のうち「外交政策、安全保障、防衛における協力」は 英国政府の提案により交渉グループに含めないこととなった。

(出所) 英国・EU間の将来関係に関する交渉にかかる付託条項(Terms of Reference)

英国·英国の将来関係に関する交渉の進め方(EU側想定)



離脱協定に添付された政治宣言

●政治宣言は離脱協定に添付される文書で、経済や安全保障などに関するEUと英国の将来関係の方向性を示す。 2019年10月17日、「経済パートナーシップ」に修正が加えられた。

第1編 導入準備	 協力の基礎:将来関係は、英国が「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。 共通利益の分野:英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。
第2編 経済パートナーシップ	次ページ
第3編 安全保障パートナーシップ	 目的・原理:地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。 犯罪に関する法執行と司法協力:データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の3分野に係る将来枠組みの構築。 外交・安全保障・防衛:制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通じた、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。 テーマ別の協力:サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への対策のテーマ別協力。 機密および国家機密にかかわる非機密情報:機密情報保護協定の締結。
第4編 制度的アレンジメント	 構造:将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。 ガバナンス:将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英国、EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基づいて実施する。 除外条項と保護措置:将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。
第 5 編 今後のプロセス	 EU離脱後、可及的速やかに英国・EU間の将来関係の交渉を始め、交渉結果を2020年末までに発効させる。英国、EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。ベスファルト合意を順守。 離脱前:正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。 離脱後:将来関係を法的な形式に落とし込み、交渉を開始。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。

政治宣言・経済パートナーシップ (2019年10月17日修正)

●政治宣言の「経済パートナーシップ」では、物品、サービス、投資、金融サービス、デジタル、知的財産、公共調達、モビリティ、輸送、

●政治宣言の「経済バートノーシップ」では、初品、リービス、投資、金融リービス、デンタル、知时財産、公共調建、モビリティ、輸送、 エネルギー、漁業など幅広い分野をカバー。2019年10月17日、バックストップと併せて物品貿易部分を修正。			
物品	円滑な貿易のため、物品貿易についてはFTAに基づく関係を志向。 FTAを通じ、適切かつ先進的な原産地規則と野心的な関税取り決めにより、全品目で関税、数量割当を回避。 通関・VAT実務に関する相互協力等を検討。		
サービスと投資	広範な分野でWTOの取り決めを大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために自発的な規制調和の協力枠組みを設置。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。		
金融サービス	双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。 <mark>双方による同等性評価の手続き</mark> <u>はEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す</u> 。		
知的財産	TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。		
公共調達	相互に利益のある分野はWTO政府調達協定(GTA)を超えて公共調達市場における機会を提供。		
モビリティ	短期訪問者の査証免除、研究・学習・訓練等による入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の検討。 商用目的での一時的な入国・滞在の取り決め。 <mark>規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない</mark> 。		
輸送	(航空)包括的航空協定(CATA)による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局(EASA)と英国民間航空局(CAA)の協力。(道路輸送)国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。(鉄道)必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。(海上)国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁(EMSA)と英国海事沿岸警備庁(MCA)が情報交換し協力。		
エネルギー	(電気・ガス)電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。(民間原子力)EURATOMと英国の幅広い 分野での協力合意。(炭素価格)温室効果ガス排出取引での協力を検討。		
漁業	包括的な経済連携を推進する観点から、 <u>新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結</u> し、特に <u>双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決め</u> を結び、 <u>移行期間終了後の最初の年から施行</u> 。		

EUと英国の地理的近接性と経済的相互依存関係を踏まえ、公正で開かれた競争を実現するため、公正な競争条件の実現を確約。

その質は、将来関係と経済的連結性の範囲と深度に比例。移行期間終了時点で、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、

Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

環境基準、気候変動、租税の各分野で、現在の高い水準を維持。

公正な競争条件

11

EUの交渉方針

- ・欧州委員会が2月3日にEU理事会に、新たなパートナーシップ関係構築のための協議開始の決定を求める勧告を採択。 欧州議会で2月12日に、EU理事会で2月25日に承認。
- ・通商・経済協力、法執行や刑事事件における司法協力、外交・安全保障政策および防衛、各種EUプログラムへの参画などの分野を想定。

経済関係

- ・EUに流入する物品への関税無し、割当なし。
- ・ビジネスから通信、環境まで、広範なサービス分野を包含。
- ・同FTAではデジタル貿易、知的財産権、公共調達市場へのアクセスまでを包含。

条件

- (1)開かれた、かつ公平な競争。
 - ・不公正な競争優位性の防止。
 - ・長期にわたるレベルプレイングフィールドを保持する仕組みを構築することへの同意。すなわち<mark>社会、環境、気候、 税、国家援助</mark>に関 する高い水準を保つメカニズムの導入。
- (2)漁業に関する合意。
 - ・安定的な割当割合制度の導入による市場と水域への継続した相互アクセス。
- ・人の移動や、輸送についても本パートナーシップ協定でカバー。
- ・英国がEUのプログラムにどのように参加し続けるかを検討。
- FTA締結に伴い金融サービスの同等性や個人データ保護体制の十分性についても検討。

(出所)欧州委員会資料より作成

2月25日、EU・英国の将来関係に関するEU側交渉指令がEU理事会で採択

EU側交渉指令の構成

- I. 背景
- Ⅱ. 目的及び想定されるパートナーシップの範囲
- Ⅲ. 想定されるパートナーシップの内容
- IV. 地理的範囲
- V. 言語
- VI. 交渉実施のための手続き措置

パート1:総則(Initial provisions)

一般原則

- 1. 協力のための基盤
- 2. 共有された利益分野

パート2.経済分野

- 1. 目的及び原則
- 2. 物品(自由貿易圏、税関協力及び貿易円滑化、規制)
- 3. サービス及び投資(市場アクセス及び非差別、規制)
- 4. 金融サービスにおける協力
- 5. デジタル貿易
- 6. 資本の移動および支払い
- 7. 知的財産
- 8. 公共調達
- 9. モビリティ(人の移動)
- 10. 運輸(航空、道路輸送、鉄道輸送、海運)
- 11. エネルギー及び原材料
- 12. 漁業
- 13. 中小企業
- 14. グローバルな協力
- 15. 公平な競争環境及び持続可能性 (競争、国営企業、課税、労働、環境、気候変動等)
- 16. 一般的例外

パート3 防衛分野

- 1. 目的及び原則
- 2. 犯罪事件に関する法の施行及び司法協力
- 3. 外交政策、安全保障及び防衛
- 4. テーマ別協力(サイバーセキュリティ、不法移民、健康安全)

パート4. 制度的措置その他の措置(対話、運営、監督、解釈、 紛争解決、例外、セーフガード等)

FTAに関するEUの立場:単一市場とFTAとの相違点

	単一市場	FTA
範囲	不可分の4つの自由 - モノ、サービス、資本、人	非総体的アプローチ (限定的な解放、分野ごとの相違(物品、サー ビス、投資、公共調達))
	自由移動の原則	貿易の障壁撤廃が焦点
統合の手法	規制同盟(蓄積された統治) - 規制の禁止 - ルール調和 - デフォルトでの相互承認	規制自治(2つの別個の規制空間) -市場アクセスは当該国法との完全な整合性が 前提 -任意ベースでの規制協力
	確立された法的地位:上位法かつEU法に直接 的効力	国際法、すなわち直接的効力はない
意思決定	ほとんどが二次法を対象とする特定多数決 (Qualified majoity)による	双方の合意のみ
監督と実施	- 欧州委員会、EU規制当局、加盟国監督当局、 協調ネットワーク - EU司法裁判所(CJEU)、加盟国裁判所	- 合同委員会、専門委員会 - 国家間の紛争解決
救済措置	コンプライアンス、一時金/課徴金支払い、(民 間事業者への)損害	義務の停止、補償

(出所) 欧州委員会

FTAに関するEUの立場:単一市場とFTAとの相違(物品、税関)

物品

単一市場 FTA 全般的な自由移動はなし:税関の管理及び手 自由移動 続き ● EU関税同盟 市場アクセス - 加盟国間に関税はなし - ほとんどの関税/割当は一点期間を経て撤廃 ● 数量制限なし - 英国側:ゼロ関税/割当を追求 ● 規制統合 アクセスには当該国法との完全な整合性が前提 **- 調和された分野:製品ルール及びコンプライ** - 調和はしない アンス手法のEUレベルでの完全な調和 - 実質的ルールの相互承認/同等性はなし - 非調和分野:各国法の相互承認 規制協力は常に自主性に基づく EU域内貿易における国境管理なし 双方が規制の権利を維持 統合された規制、監督、司法及び実施制度 - 規制の枠を定める一部のルール

税関

EU関税同盟

- EU関税同盟内の国境なき域内市場及び国内 市場
- EU税関のミッション:国際貿易の監督及び域内市場の対外的側面の実施
- EU関税法典 (Union Customs Code)
 - 共通税関手続き
 - 共通リスクマネジメント枠組み
 - 貿易円滑化措置(例:簡易手続、AEO)
- EUのITシステム及びデータベース

第三国/FTA

- **・ 税関の国境:税関管理及び措置を適用**
- 税関管理·手続きの負担を軽減する税関協力
 - 認定貿易事業者の相互承認(日本、米国)
 - 相互に合意された税関安全対策 (スイス、ノルウェー)
 - リスク管理法の相互承認(米国)
 - 税関当局間の情報交換のための コミュニケーションチャネルの設立(中国)

(出所) 欧州委員会

英国の交渉方針

- ・2月3日、EUとの将来関係に関する交渉の方針を示した声明文を公表し、議会に提示。
- ・自由貿易協定(FTA)、漁業、域内治安協力などを提示。
- ・「公平な競争条件(レベルプレイングフィールド)」でEUとは隔たり。

	分野	将来協定で規定することを目指す内容
	物品貿易に関する内国民待遇と市場アクセス	○英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。 ○両者間の貿易を最大限拡大するため、適切で先進的な原産地規則を導入。
	貿易救済措置	○透明性のある適切な措置により、輸入急増や不公正な貿易慣行による損害から英国産業を保護。
	貿易の技術的障害	○WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を基盤に、技術規制、規格、適合性評価手続き、 市場検査に関する取決めを導入。
	衛生植物検疫措置	○英国は独自の衛生植物検疫措置を現行の高水準で維持。○国境での事業者の負担を軽減のため、特定分野で同等性評価への取決めに合意することも可能。
FTA	通関·貿易円滑化	○英EU間の取引を円滑化し、かつ双方の関税当局がそれぞれの規制、安全保障、財政に関する利益を 保全し得る、全物品を対象とする通関手続きの取決めを導入。
	越境サービス貿易と投資	○既存のFTAを基盤に、越境サービスの提供と投資に関する障壁を最小化する措置を導入。 ○専門職や事業サービス等の主要関心分野では、既存のFTA以上の取決めを設けることも可能。 ○直近の事例をもとに、デジタル貿易に寄与するような方策を導入。
	一時滞在(WTO第4モード)	○英国民がEUに、EU市民が英国に、サービス提供のための短期出張を行えるよう、個人の一時入国・ 滞在に関する取決めを導入。ただし、英国が将来導入するポイント制移民管理制度には影響しない。
	規制上の枠組み	○サービス貿易における不要な障壁削減、実務手続き簡素化、制度面での協力に関する取決め導入。
	専門資格の相互承認	○規制面での協力を基に、英EUの資格に関する相互承認のための取決めを導入。
	金融サービス	○金融の安定性を保証、事業者と当局双方に確実性を提供、市場アクセスと公正な競争に関する義務を履行することで、金融事業者に予見可能で透明性のある良好な事業環境を提供。○当該分野での双方の深い関係を踏まえ、EUとの間で規制・監督に関する協力の実施と同等性評価の計画的な撤回に関する取り決めを導入。
	道路交通	○双方の道路陸運事業者の英国とEUをまたぐサービスのため、国際協定等に基づく取決めを導入。
	競争政策、補助金、環境・気候、労働、税制	○包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めには合意しない。 ○双方が、これらの分野で高水準の規制を維持し、国際的義務を履行し、貿易を歪めるためこれら分野の 規制を悪用しないことに同意する。
漁業に関する協定		○英国は2020年末をもって独立した沿岸国に。あらゆる協定はこの現実に即したものでなければならない。 ○ノルウェー、アイスランド等と同様、EUと、英国の水域と漁業機会へのアクセスに関する交渉を毎年実施。 ○漁業関連の協力メカニズムについても検討。
域内治安協力に関する協定		○刑事案件に関する法執行と司法協力の枠組みを規定する実際的な合意を締結。 ○合意の詳細は、EU司法裁判所とEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。

2018年欧州連合(離脱)法(European Union (Withdrawal) Act)

- ・EU離脱において確実性、継続性、コントロールを最大限にするため「欧州連合(離脱)法案」を2017年7月13日に 議会に提出。
- ・離脱日の前後で最大限同じルール・法令を適用する。当初、大廃止法案(Great Repeal Bill)と呼ばれていたもの。
- ・2018年6月20日に上下両院で合意に至り、同26日エリザベス女王の裁可を得て成立。
- ·2020年1月23日に成立したEU離脱協定法で修正。

1972年欧州共同体法の廃止

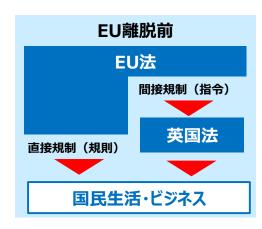
• EU法の英国内での効力やEU法の英国法に対する優先、EU司法裁判所 (CJEU)の判断への従属などを規定する同法をEU離脱の日に廃止

第二次立法権の政府への付与

- 移行期間終了時に英国の法体系に直接組み込まれているEU法(規則等) をそのまま英国法に置き換え
- EU指令などを根拠に立法されている英国法の効力を維持
- CJEUの判例の効力の継続
- 置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先

EU法の英国法への置き換え

• EUとの交渉結果の反映を含む第二次立法権の政府への付与







ジョンソン保守党内閣改造(主な閣僚、2020年2月13日発足)

役職	名前
首相	ボリス・ジョンソン
ランカスター公領相	マイケル・ゴーブ
財務相	リシ・スーナック(昇格)
内相	プリティ・パテル
外相	ドミニク・ラーブ
国際通商相	エリザベス・トラス
ビジネス相	アロク・シャーマ (横滑り)

- ・2020年2月13日にジョンソン首相は内閣改造を実施。
- ・サジード・ジャビド財務相が辞任し、後任に前財務首席政務次官のリシ・スーナック氏が昇格。
- ・内相、外相などの主要ポストは留任。
- ・マイケル・ゴーブ・ランカスター公領相も留任し、移行期間終了後に向けた準備にあたる。

(出所) 英国政府、各種報道等。

英国政府の主要政策

分野	政策
ブレグジット	 ● 2020年1月末のEU離脱を政府の最優先事項に、同期日までに関連法案を法制化。 ● EU離脱後(移行期間終了後)はFTAに基づいたEUとの将来関係を模索。 ● EU以外の世界の主要経済国とも通商交渉を開始。米国、オーストラリア、ニュージーランド、日本とのFTAを優先。 ● ポイント制度に基づく先進的、公正な移民制を導入し、英国に寄与する熟練労働者を優遇
医療·福祉	■ 国営医療サービスの支出拡大 5 ヵ年計画を法制化。■ 国民保険料の免除限度額引き上げ。 等
雇用·企業支援	● 最低賃金の引き上げ。● 研究開発費に対する税額控除を拡大。 等
地方自治·財政	● 北アイルランド自治政府を再開。● 公共投資に対する地方自治体の権限強化。等
環境·気候変動	● 2050年までの温室効果ガス純排出ゼロに向けた政策を継続。● 非OECD諸国へのプラスチック廃棄物の輸出を禁止。 等
防衛·外交	■ 国民所得比 2 %の防衛予算をNATOに拠出。■ 言論の自由・人権・法の支配等の英国の利益を追求。 等
その他	● 義務教育機関への予算を拡充● 議会任期固定法を撤廃。等

(出所) 英国政府資料からジェトロ作成

ブレグジット後の移民政策①

政府は2018年12月19日、移民助言委員会(MAC)の最終レポート(9月)をもとに新たな移民政策に 関する白書を公表。EEA市民の優遇を廃し、技能に基づき滞在を許可する新制度を2021年から導入予定。

ポイント

EEAからの移民にも、第三国からの移民と同様にビザを要求

第2階層ビザ(Tier2)※の「一般」枠の年間2万700人の上限を廃止

- 技能労働者の受け入れを拡大
- ▶ 移民に求める技能の基準を下げ、労働市場テストを廃止するなど、要件を緩和
- 年収3万ポンド以上の要件は、産業界などから意見を求めた上で決定する

技能レベルを問わない短期労働者の就業を可能にする新しいビザを導入

- 季節労働者や非熟練労働者による活用を見込む
- ▶ 条件:12カ月の滞在を許可、家族の呼び寄せや年金受給は不可。ビザを一度失効すると12カ月間は申請できない、 出身国が限定
- ▶ 制度は2025年まで継続的に見直し、それ以降も同様の仕組みの必要の有無を判断
- ▶ 留学生ビザ:人数制限なし、卒業後の滞在可能期間を学士・修士は6カ月、博士は12カ月に拡大
- eゲートの利用対象を拡大:日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国、シンガポール、韓国の市民は入国審査時に 英国人やEU市民が利用するeゲート利用が可能に
- ※技能が必要な仕事において、英国定住者の中から適切な人材が見つからなかった場合の「一般」と、雇用主が保証した「企業内転勤者」を対象とする2種類が 代表的なもの。

ジョンソン政権の移民政策方針

- ▶ ジョンソン首相は2019年7月24日の就任直後に「オーストラリア型ポイントベース」の移民管理システムの導入を提唱。 ポイント制度に基づく先進的で公正な移民制度を導入し、英国に寄与する熟練労働者を優遇する方針。
- ▶ パテル内相は2019年9月3日にMACに対し、2020年1月までに移民システムに関する提案の報告を求める。

(出所) 英国政府資料からジェトロ作成

ブレグジット後の移民政策②

移民助言委員会(MAC)は2020年1月28日、政府の新移民政策への提言をまとめた報告書を発表。 ジョンソン政権が提唱するオーストラリア型の移民システム(PBS)に関する分析についても提言。

PBS

第一階層(特別な才能の所有者向け)

PBSの導入可能。英国移住希望の意向を示している者の中でポイントの高い者から毎月一定数ビザ申請ができる仕組みにすべき。

第二階層 (技能が必要だが英国永住者の中に適切な人材がいない場合、または、雇用主が保証した「企業内転勤者」)

新たにPBSを導入することの意義なし。ビザの発給数の上限を撤廃した上で現行の枠組みを維持すべき。

最低年収要件

技能労働者

- ▶ ①一律の最低年収額、②業種別の収入基準値(年収四分位値※)の高い方とする現行の仕組みを踏襲
- ただし①についても、②と同様統計データに基づく基準値を設定すべき (別の報告書で提言されている第二階層ビザの対象拡大が実現すれば①は£3万→£2万5,600に)

その他

- ▶ 新卒者 → 年収要件の引き下げ。
- どザ発給が優遇される人材不足職業リスト → 最低収入要件の引き下げに反対。
- ※年収額の第一四分位数値(年収が小さい順に並べて全体の4分の1の順位となる値)

ブレグジット後の移民政策③

英国政府は2020年2月19日、2021年1月1日から導入する新たな移民政策の方針を発表。 英国独自のポイント・ベース制度 (PBS) を導入。

技能労働者

- ▶ 最低年収額:3万ポンド→2万5,600ポンド。
- ▶ 統計に基づく賃金水準の適用も継続。
- ▶ 新卒者:熟練労働者よりも30%低い賃金水準
- ▶ 技能要件:規定資格枠組み(RQF)6(大卒レベル)→RQF3(高卒レベル)へ
- 条件:70ポイント以上
 - ・内定(20)、適切な技能レベルの職業(20)、必要水準の英語能力(10)の50ポイントは必須。
 - ・その他の要件によるポイントは補填可能。

例:年収2万2,000ポンド(0)、職業関連のSTEM(注)分野の博士号(+20)を持つ場合は70ポイントの発給条件を満たす。

(注)科学・技術・工学・数学の教育分野。

補填可能な要件と各要件の獲得ポイント ※必須要件となる50ポイントと合わせて70ポイントが必要とされる。

要件	ポイント
収入(2万480~2万3,039ポンド)	0
収入(2万3,040以上~2万5,599ポンド)	10
収入(2万5,600ポンド以上)	20
職業不足リストにある職業	20
教育水準(職業に関連した博士号(STEM分野以外))	10
教育水準(職業に関連した博士号(STEM分野))	20

- ➤ 高技能労働者→内定なしでもビザ発給可能なルートを設定。(特にSTEM分野)
- ➤ 低技能労働者→ポイント・ベース制度 (PBS) の要件を満たさない場合、基本的にはビザ発給なし。
 - ※英国在住のEU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス市民については2021年6月30日まで権利・ステータスに変化なし。 2021年6月30日までに内務省に申請を行い、承認されれば同日以降も英国に居住可。

通常連続した5年間英国に居住した段階で、永住権(Settled Status)を得る資格が得られる。

(出所) 英国政府

英国の移行期間後の方針

- ・英国は2月6日、EU離脱に続く移行期間終了後の2021年1月1日から、 新たに導入する最恵国待遇(MFN)税率に関する方針を発表。
- ・2020年3月5日まで意見公募。
- ・米、日、豪、NZをFTA交渉の優先国とすること、CPTPP加盟の意欲を明示。

①関税率の簡素化

現行関税率	切り捨て	例(現行→簡素化後)
≦2.5 %	撤廃	2.5%→0%
>2.5% ≦20%	2.5%刻み	19.2%→17.5%
≧20% <50%	5%刻み	48%→45%
50%+	10%刻み	68%→60%

②原材料・半製品の関税撤廃

英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。

③国内生産が少ない物品の関税撤廃

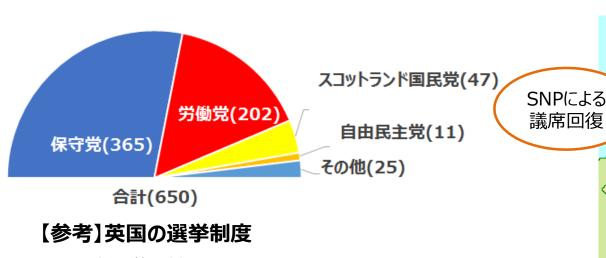
英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は関税を撤廃。

英国下院の選挙結果・離脱協定法案の審議

- 与党・保守党は365議席を獲得し、過半数(326議席)を上回る。イングランド北部やウェールズ などEU離脱が支持される地域で、労働党から議席を奪ったことが大きな勝因に。
- 野党・労働党は改選前より議席を大きく減らし惨敗。選挙後、コービン党首は引責辞任を表明。
- スコットランド(全59議席)では2度目の独立投票を主張するスコットランド国民党(SNP)が 議席を35から47議席に伸ばす。
- ・ 2020年1月9日に行われたEU離脱協定法案の採決では330対231の大差で同法案を可決。

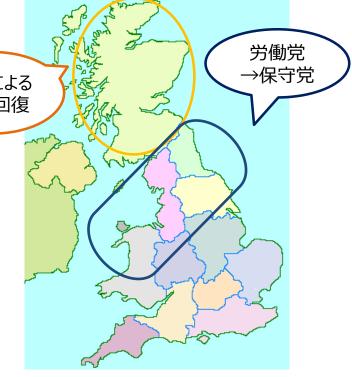
英国下院の政党別内訳

政党が交代した選挙区が多いエリア



- 小選挙区制
- ▶ 議員定数は650
- ▶ 議員の任期は原則5年。
- ▶ 首相による下院の解散権はない。

(出所) 英国下院、各種報道と候補者公式SNS・ウェブサイトの情報よりジェトロ作成。



2020年3月26日時点でのまとめ

【タイムスケジュール】

- ・英国、EU双方で離脱協定案の批准手続きが完了。これにより英国は2020年1月31日(英国時間 午後11時)にEUからの合意ある離脱を実現。
- ・英国のEU離脱後、<u>2020年12月31日までは移行期間</u>。移行期間は1年か2年の延期が可能だが、 英国は現状、移行期間を延長しない方針。
- ・英国政府、欧州委員会はそれぞれ今後の将来関係に関する交渉方針を発表。FTAについては公正な競争条件で隔たり。

【移行期間終了後のビジネス環境の変化】

- ・英国政府のポジションはEU単一市場、関税同盟からの離脱
- ・英国ではEU法の適用が停止され、英国法の適用に(当初はEU法をコピーして対応)
- ・EUと英国は、通商関係についてはFTAを志向。旧離脱協定案の下での関税同盟よりも緊密性が低下。
- ・英国の基準・認証への対応(将来的に乖離する可能性)
- ・関税率はEU対外共通関税率から英国独自の関税率に
- ・離脱協定が発効すると、北アイルランドは英国の関税領域でありながら、EUの対外共通関税率を適用 する特別な地域に。ただし、その継続性は北アイルランド議会の決定次第(移行期間終了時点が最初 の判断の機会)

【必要となる企業の対応】

- ・英国で取得したEU大の事業ライセンス・認証等は、英国のEU離脱前に欧州大陸での再取得が必要
- ・欧州医薬品庁や欧州銀行監督局など英国に所在するEU機関の移転に対する必要な措置
- ・英国に製造拠点を所持する企業は欧州大陸との間で関税が発生することも考慮に入れて、サプライ チェーン等の見直しの機会に

(移行期間終了時にEU・英国間の新協定が間に合わないことも視野に入れた対応準備を)

・英国に欧州統括拠点を置く企業は欧州戦略の見直しの機会に

ご参考情報

- ・ジェトロの情報発信WEBのご紹介
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/ (英国のEU離脱に関する情報のページ)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/ (英国情報のページ)
- → http://www.jetro.go.jp/biznews/ (世界のビジネスニュース:ビジネス短信)
- → http://www.jetro.go.jp/world/
 (ジェトロ国・地域別情報)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html
 (メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。 ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。 ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被 る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。



EUの交渉ガイドライン原案の主な内容

- ●EU理事会は2017年3月31日、英国のEU離脱に関する欧州理事会の交渉ガイドライン原案を発表
- ○全てに合意するまで何も合意しない原則、個別項目の分割交渉や個別加盟国と英国との交渉は認めない方針を堅持
- ○交渉は段階的に進める、第一段階交渉後に第二段階に進むこと、必要に応じて移行措置を模索すること、全てについて上記の 合意原則を適用する方針を提示
- ○EU基本条約50条での2年間の交渉期限が2019年3月29日で終わることも明記

●交渉の第一段階

- ○英国のEU離脱および加盟国としての約束に由来する全ての権利と義務の清算
- ・全ての法的および予算上の約束、付随するものを含んだ債務の清算
- ○英国のEU離脱による市民、企業、ステークフォルダー、国際的なパートナーへの即座の影響に関する透明性と法的な確実性の提供
- ・英国で生活(就労・就学など)するEU加盟国民の権利保障を交渉の最優先事項に。互恵・無差別の原則の下、EU域内の英国民の権利も保障
- ・英国と、あるいは英国でビジネスを行うEU企業や、EU各国と、あるいはEU各国でビジネスを行う英国企業にとって、EU法の英国への適用停止により、無法状態にならないよう交渉
- ・北アイルランドとアイルランドの国境について、EUの統一を維持しながらも、和平プロセスにも配慮し、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索
- ・キプロスに所在する英国軍基地の主権、特に同基地で働く、もしくは居住するEU加盟国民の状況に関する調整
- ・国際協定に関し、英国のEU離脱後も、EU27ヵ国がEU28ヵ国としての権利と義務を継承。第3国や関係する国際機関に対し、可能な共通アプローチができるよう建設的な対話を検討
- ・英国に所在するEU諸機関の将来の立地はEU27ヵ国で協議し、円滑な移転を図る
- ・欧州司法裁判所で英国のEU離脱日まで係争中の英国や英国企業、英国人に関係する全ての裁判手続きは法的確実性と平等な取扱いを確保するための扱いが必要。欧州司法裁判所は、これらの 手続について裁定を行う権限を有する必要がある。欧州委員会やEU諸機関で係争中の英国や英国企業、英国人に関係する行政手続きについても同様。加えて、離脱日前に起きた事実についての行 政手続きや裁判手続きが離脱後に開始される可能性にも配慮
- ・離脱協定には、同協定の適用や解釈に関する適切な紛争解決制度、離脱協定で想定し得なかった状況を処理するために必要な措置を適用できるような機能も盛り込むことが必要。これは、欧州司法 裁判所の役割を含め、自治と法的秩序を効果的に保護するというEUの利益に留意して行うことが必要
- ●交渉の第二段階
- ○EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成
- ○EU・英国間で将来関係について予備協議・準備協議に着手
- ・非加盟国に対しては、加盟国と同じ便益は提供できないが、双方の利益となる強固で建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を目指す
- ○必要に応じ、法的に可能な範囲で、将来関係構築までの繋ぎとして移行協定の確定も模索
- ・期限を限定したEU法の適用延長を検討(EU法、予算、監視、実施手段、構造の適用)
- ●将来のEU・英国関係
- ○英国のEU離脱後に初めて新協定の締結が可能
- ・欧州理事会は英国が加盟国でなくなった後に、初めて新しい協定に向けた作業を開始し、合意、締結することが可能
- ○新協定のバランスを重視
- ・英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき
- ・将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める
- ○貿易以外の分野でのパートナーシップ構築を検討
- ・テロ対策、国際犯罪対策、安全保障・防衛など
- ○ジブラルタルの主権について、スペインと英国との間で合意がないと、EUと英国との間では適用する合意が英国のEU離脱後にない可能性がある

(出所)欧州理事会、EU理事会など

EUと英国で異なる交渉方針・方法

- ○EUは英国が希望するFTAとの同時並行協議ではなく、離脱協議を優先。 離脱協議の『十分な進展』後に、初めてFTAの枠組み協 議に着手
- ○市民の権利ほぼ共通認識。アイルランド・北アイルランド国境問題については具体的な解決策で異なる見解
- ※背景が緑の項目は、英国・EUの交渉方針が近い分野、黄色は同方針の隔たりが大きかったが近づいてきた項目を示す。

	※日泉が秋の現古は、天国・600天沙刀町が近い刀虾、黄口は四刀町の間にりが入でがつたが近しい。					
	項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容			
交渉原則	交渉の秩序・ルール	・英国の秩序あるEUからの離脱を保障することが交渉の主な目的。不確実性を縮小し、突然の変化のために生じる混乱を可能な限り最小化する。 ・離脱に関する項目の交渉が『十分に』進展した後に、将来の関係についての『準備・予備』協議に入ることが初めて出来る。	・出来るだけ早く詳細な政策分野の技術的協議に着手する。EU離脱により生じる問題についてハイレベルで合意することを優先する。・しかし、将来の包括的なFTAも同時に協議、合意することが必要。			
	4つの自由移動	・単一市場における4つの自由移動(人、モノ、資本、サービス)は不可分で、『良いとこ取り』は認めない。 ・分野別アプローチを基礎とする単一市場への参加を排除することで、単一市場の統合を保護。	・単一市場メンバーであり続けることは断念。4つの自由移動は不可分で 『良いとこ取り』が出来ないことを理解・尊重。 ・金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野について は、将来のFTAでカバーしたい。			
EU離脱協定交渉	市民の権利	・EU加盟国民の権利保障を交渉の優先事項に。互恵・無差別の原則の 下、EU域内の英国民の権利も保障。	・市民第一で常に取り組む。英国に留まるEU加盟国民やEUに居住する英 国民の権利についての早期合意の締結を目指す。			
	離脱に伴う義務の 清算	・英国がEU離脱日前までに行う、あるいは行った全ての法的な予算上の約束、付随するものを含めた債務の清算。	・法の下で、かつ英国がEUとパートナーシップを継続するために、EUを離脱する英国の権利と義務について公正な清算の確定方法を協議することが必要。			
	アイルランド(注)	・アイルランド島の特別な環境に鑑み、北アイルランドとアイルランドの国境について、EUの統一を維持しながらも、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索。EUは既存の2国間合意と今後の調整がEU法と整合性のあるものにすべきことも認識。	・北アイルランドとアイルランドの間で共通旅行区域(CTA)を維持し、英国のEU離脱がアイルランドに損害を与えないことを保障することで、英国は厳格な国境に戻ることを避けたいとしている。			
移行措置	移行措置	・必要に応じ、法的に可能な範囲で、将来関係構築までの繋ぎとして移行協定の確定も模索。期限を限定したEU法の適用延長を検討(EU法、予算、監視、実施手段等の適用義務を伴う)。	・現在の関係から将来のパートナーシップに移行する際のクリフ・エッジ (崖っぷち)を避けるため、英国とEUの双方において、円滑に秩序立って新たな協定に移行するための導入期間があれば、市民や企業は便益を受けられる。プロセスの原則を早期に合意できれば、双方とも不必要な混乱を避けることができる。			

(注)アイルランドとの関係は、ベルファスト合意支持などの大枠では合意しているものの、国境手続きに対処する具体的な方法についてEUと英国の間に見解の相違がある。

(出所)欧州理事会、英国首相官邸、CICEROなど

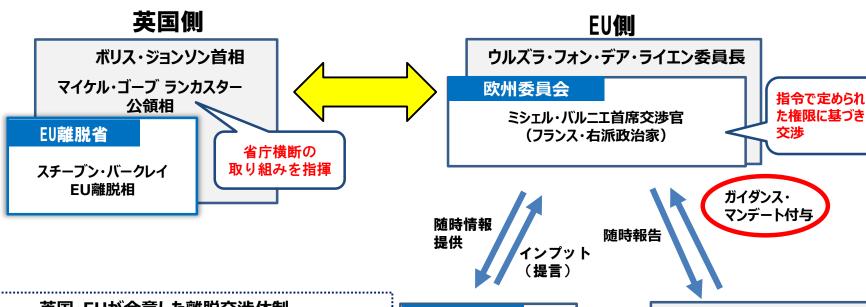
EU指令(欧州委への交渉権限)の主な内容

- ●EU一般問題理事会は2017年5月22日、ブレグジット交渉に関するEU指令(欧州委員会に付与する権限)を採択。
- ○交渉第一段階の目的は、①市民や産業界、関係者、国際パートナーにブレグジットの影響に関し、出来る限り確実性を付与すること、及び②英国がEU加盟国として約束した全ての権利・義務に関し、ブレグジットで生じる問題を解決すること、である。
- ○EU理事会は、欧州理事会(EU首脳会議)で定めた交渉ガイドラインに沿って、欧州委に交渉権限を付与するEU指令を採択。

交渉項目	交渉内容
1. 市民の権利保障	①対象となる市民の定義、②保障されるべき権利の定義
2. 財政(予算)問題の解決	英国のEU加盟国期間中の義務で、 ①EU予算(EU中期予算計画や年金・付随する責務などを含む) ②条約・協定に基づく全機関・基金(欧州投資銀行、欧州開発基金、欧州中央銀行など)からの脱退に伴うもの ③EUの政策に関連した特別な基金等への英国の参加に伴うものが対象 (欧州金融監督局や欧州医薬品庁などの移転・同手続き費用も含む) 義務の計算方法、支払い方法、EU離脱後も生じる法的義務に対応する移行ルール、予算や特別な機構・基金から想定される付随義務問題の特別ルールなども交渉対象
3. EU市場に上市された物品の扱いとEU法に基づく手続き	①英国のEU離脱日前に、EU法のもとで、EU市場に置かれた物品の扱い ②EU法の下での加盟国間の民間、商業、犯罪問題での司法協力の継続 ③EU法の下での行政及び法的執行上の協力手続きの継続 ④司法・行政手続きの継続
4. EUの機能に関するその他の行政問題	EUや関連機関・基金、職員・家族などの財産、基金、資産、運営の保護に関連した必要条項
5. 英国のEU離脱協定の管理	離脱協定による約束を効果的に執行するための機構組織の構築
交渉実施のための手続き調整	EU理事会や交渉準備機関、EU交渉官などの関係を統治する詳細な調整
その他	アイルランドと北アイルランドの人の往来や在留問題、キプロスの英軍基地の扱いにも言及(英国とキプロスの2国間協定はEU法に整合)

(出所)欧州理事会、EU理事会など

EU離脱交渉の体制



英国・EUが合意した離脱交渉体制 (2017年6月19日発表資料などを基に作成)

- ・全体会議と3つの交渉部会(市民の権利、財政問題、その 他諸問題)による会合を実施。アイルランド・北アイルランド の国境問題に関する協議は、調整役の管轄下で実施。
- ・全体会議は、交渉プロセスの全責任を負い、相応しい指示ができる双方の首席交渉官および/または調整役によって、 共同で司会進行が進められなければならない。
- ・首席交渉官は、追加の作業部会や、下部部会、分科会 セッションの設置を決定できる。
- ・交渉会合における協議のためのテキストは、可能であれば 少なくとも1週間前には共有されなければならない。
- ・交渉官は要求に応じ、交渉会合と交渉会合の間に交渉準備 のための会合を設けることができる。

欧州議会

ブレグジット問題 対策チーム

インプット (提言) ■

随時情報

提供

ギー・フェルホスタット 座長 (ベルギー・元首相)

「離脱協定」に は同議会の同 意が必要

シャルル・ミシェル常任議長

欧州理事会(EU首脳会議) &EU理事会

英国に関するタスクフォース

イェッペ・トランホルム・ミッケルセン (EU理事会事務局長、 デンマーク・外交官)

・交渉ガイドラインの採択、更新

・27ヵ国の調整などを担当

(出所) 欧州委員会、英国政府資料等より作成

参考

英国のEU離脱交渉の経緯

<EU(欧州委員会)の立場>

〇第一段階の全ての項目について、十分な進展(sufficient progress)が担保された場合に限り、

通商交渉を含む次の交渉段階に進む →2017年12月14~15日欧州理事会にて「十分な進展」があったと承認

OEUと英国の将来の経済関係を定める通商協定交渉は英国の離脱完了後に正式スタート

第一段階(2017年12月8日付共同報告書)

- ・全てが合意されるまで、何も合意されない方式。
- ・本報告書の内容は、離脱協定に詳細に反映されなければならない。 第2段階の交渉で移行措置が合意される場合に適切となる法の適用を予断 するものではなく、将来関係の枠組みについての議論の権利を放棄するもの ではない。
- ①在英EU市民·在EU英国民の権利保障

ブレグジット以降も、双方市民の権利水準は変わらない(詳細な条件について公表)。英国に暮らすEU市民がブレグジット以降も同等の権利保障を得るための行政手続きは透明性を確保し、円滑・簡易なものとする。

②アイルランドとの国境問題

「ベルファスト合意」(1998年)の遵守。本問題は英国・EUの将来関係の交渉の中で解決することを目指す。それが難しい場合には、特例措置を検討する。両者は、EU法で与えられる自然人の権利を完全に尊重しつつ、英国とアイルランドとの国境線の自由化を担保する「共通旅行区域(CTA)」の継続を目指す。

③財政問題の解決(清算)

財政問題解決の方法について合意。

(含まれる項目や、計算方法などについて公表)

※英国財務省は350~390億ポンドと試算。英国予算責任局は3月13日、371億ポンド(414億ユーロ)との試算を発表(経済財政見通し)

第二段階 _____

- ・2020年12月末までの移行期間設置で合意
- ・EU・英国の将来関係の枠組みについての事前協議が開始(4月~)
 - ※実際の交渉は離脱後
- -EEA (ノルウェー)型 × (主権の制限と拠出金のコストの対価として、

EU単一市場へのアクセス権を維持)

-CETA(カナダ)型 ×

(EU単一市場へのアクセス権を持たないが

移民制限等が可能)

2017年9月22日 メイ首相スピーチ 「(EEA型でもCETA型 でもなく)緊密な経済 パートナーシップを築きつ つ、これまでと異なる権利 と義務のバランスを保持 する新たな枠組みを模索

すべきし

英国のEU離脱後 (2019年3月29日)

英国・EUの 通商協定の交渉開始

通商協定の発効は 移行期間(2020年

12月末まで)終了後

在英EU市民・在EU英国民の権利保障

- ○2018年3月19日、英国とEUは離脱協定案の一部に合意した。
- 〇在英EU市民・在EU英国民の権利保障についての暫定合意の概要は以下のとおり。ただし、「最終的に全てが合意されない限りは、 何も合意されていないと見なす」との交渉原則のため、離脱協定全体で合意がなされるまでは、当該部分の暫定合意内容も確定 しない。
- <英国に居住するEU市民の場合>(EUに居住する英国民の場合も同条件)
- 〇離脱日までに英国に入国し、継続的に5年間継続的に居住したEU市民は、離脱協定の下で永住権の申請が可能。
- ○英国における医療、年金、その他の給付金は、離脱前と同等の待遇が維持される。

暫定合意された在英EU市民・在EU英国民の権利保障(抜粋)

主な項目	概要
永住権	指令2004/38/EC第16条、第17条、第18条が定める永住権を獲得するには、EU市民・英国民やその家族として、5年間の継続的・ 合法的な居住をしていることが条件。その計算には、移行期間前後の合法滞在・就業期間を含める。
	当該国を離れる期間が継続して5年間を超えると、永住権が喪失する。
NITH.	居住の連続性は、指令2004/38/ECの第16条(3)・第21条に定められるとおり。 (任意の12カ月の間に、一時的な不在期間が合計6ヵ月を越えなければ、居住の連続性に影響しない。兵役義務においては、より長期の一時的な不在が認められる。他のEU加盟国、もしくは第3国での妊娠・出産、深刻な病気、勉学、職業訓練、赴任などの重要な理由がある場合には最大で連続して12カ月まで不在期間が認められる。)
生涯保障	離脱協定によって提供される権利は、権利保持者が条件を満たし続ける限り、生涯を通じて適用される。
居住書類の発行	離脱協定で定められる居住に関する書類は無料で発行されるか、同様の書類を国民に対して発行する際の金額を超えない額が課される。
市民の権利に 関するEU司法裁 判所への言及	移行期間終了後8年以内に英国の裁判所で始まった訴訟で、離脱協定の市民の権利の解釈に関して質問が挙がった場合、また裁判所がその質問への決定がその訴訟において判決を下すのに必要だとした場合、英国の裁判所はEU司法裁判所(CJEU)にその質問に対して 予備判決を要求できる。予備判決の英国における法的効力は、EUとEU加盟国でTFEU267条に従ってなされる予備判決と同じ法的効力がある。

(注)指令2004/38/ECは「EU市民およびその家族のEU域内を自由に移動し居住する権利に関する指令」

英国

EU市民の英国居住者数

ポーランド人 83万人 ルーマニア人 39万人 アイルランド人 37万人 ドイツ人 31万人 イタリア人 25万人 リトアニア人 19万人 フランス人 17万人 スペイン人 15万人 ポルトガル人 13万人

合計:360万人

居住と労働を制限

英国と同等の措置で対応

EU27ヵ国

英国民のEU加盟各国居住者数

29万人

28万人

15万人

合計:106万人

年19日

(注)アイルランドについては、2017年時点(2018年4月発表) の英国民のEU加盟国在住数の統計に含まれていないため、 ONS2017年9月発表の英国・アイルランド間移民統計の 数字を代用。

(出所)国家統計局(ONS)2017年時点

(出所)国家統計局(ONS) 2018年1月~2018年12月

参考

離脱協定案

●離脱協定案の附属書(プロトコル)にて、アイルランドと北アイルランドについて規定。

<アイルランド/北アイルランド附属書の焦点>

- ·共通旅行領域(CTA)の継続
- ・ベルファスト合意で保障された権利、セーフガード、機会の均等の維持
- ・単一電気市場(Single Electricity Market)の法的根拠の継続
- ・政治、経済、安全、社会、農業における(アイルランド島の)南北及び東西協力関係の保護

<バックストップの概要>

- ・移行期間終了までに、アイルランドと北アイルランド間のハードボーダー回避策を導入できない場合、バックストップを発動。
- ・EU及び英国で組織する合同委員会は、2020年7月1日より前であれば、一度だけ移行期間を最大1年もしくは2年の延長を決定することが可能。
- ・欧州理事会(EU首脳会議)は12月13日、バックストップはアイルランド島内の「ハードボーダー」を回避するための保険的措置であり、移行期間中の新協定締結に向け速やかに交渉すること、バックストップが適用された場合もあくまでも解決策が見つかるまでの一時的な措置であり、バックストップに代わる協定の締結に向け最善を尽くすこと、を確認。

英国全土の取決め	・EUと英国全土を単一の関税区域とする。これにより、EU域外には対外共通関税・共通通商政策を適用し、 域内ではアイルランド・北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間での関税、数量割当、原産地規 則等の関税手続きを回避。
北アイルランド単独の 取決め	・北アイルランドでは、工業製品、環境、農産品等に関してEU規制を適用。 ・通関手続き等は、EU関税法典(UCC)に従う。これにより、アイルランド・北アイルランド間の検査を回避し、 北アイルランド製品がEU単一市場で自由な流通を可能に。
検査の手法	・北アイルランド・グレートブリテン島の間での検査は、工業製品は一部例外を除き英国当局による市場視察ま たは事業者の敷地内で実施。
公正な競争条件の 担保	・英国、EU双方は環境、労働に関する規制を現行水準より緩和せず、英国は国内規制をEU規制に整合。 ・補助金に関する規定を調和させ、英国はEUの取決めを適用。
解除	・英国・EUは移行期間終了後にいつでも、理由を添えてバックストップの解除を相手方へ通知可能。 ・英国・EU双方からなる合同委員会は、通知後6ヵ月以内に閣僚レベル会合を開催し、1998年のベルファスト 合意により設立された機関の意見も踏まえ、英国とEU双方にバックストップの全て又は部分的な解除を勧告。

離脱協定案の付随書(バックストップ)をめぐる問題

バックストップ 反対議員の 論点

- 北アイルランドとブリテン島が異なる規制下に置かれることで、北アイルランドだけがEUへ残留の可能性 (DUP)
- 関税同盟は独自の貿易政策を阻害する「レッドライン」(強硬派)
- 期限のないバックストップによって英国がEU離脱できないおそれ

バックストップの変更を 求めてEUと再交渉

EUとの再交渉の合意(2019年3月11日)

離脱協定に 法的拘束力を 有する 共同文書

- バックストップはあくまでも一時的な措置
- 英EU間の将来関係の交渉と並行して、バックストップ代替策に特化した交渉トラックを設置
- 移行期間中に将来関係の合意に至らなくても、バックストップ代替案に合意すれば、同代替案に移行
- 英国またはEUがバックストップを永続的に適用することを意図していると判定し、それが改善されない場合は、他方の当事者はバックストップが規定する義務の履行を一方的に停止できる

政治宣言を 補足する 共同声明

- バックストップ特化の交渉トラック設置などについて裏付け
- 欧州議会選挙や欧州委員会の改編などを考慮した交渉日程を速やかに策定
- 移行期間終了後もEUの労働・環境基準を維持。EUが法改正を行う場合、英政府が議会に審議の機会を与える

政府は2019年3月13日、ノー・ディール時の北アイルランドの国境管理措置を公表

- ➤ ベルファスト合意を順守、ハードボーダーを設けないことを確約
- アイルランドから北アイルランドへの輸入時、陸上国境線上では通関手続きや新たな検査は一切導入しない (国際法で規制される物品については新たな手続きが必要)
- ▶ ノー・ディール時の暫定関税枠組みも適用せず、関税徴収なし
- ➤ 小規模事業者は付加価値税(VAT)と物品税(Excise duty)の電子申告が新たに必要
- ※本措置は不正貿易や安全保障上の脅威につながる恐れがあるため、政府はあくまでも暫定的な措置と強調。 ノー・ディール時は長期的なハードボーダー回避策についてEU、アイルランド政府と速やかに協議を開始。

(出所)政府発表等を元に作成

2019年1月15日 英国下院、離脱協定案を否決

賛成202票 反対432票

2019年1月21日 メイ首相、ブレグジット方針案を発表

- ・ノー・ディールを避けるには、離脱協定案を承認しかない。離脱日の延長は、決断時期を遅らせるだけ。
- ・政府の義務は1度目の国民投票での決定を実現すること。EU残留は国民投票の結果に反するもので、議会がとるべき行動ではない。
- ・バックストップについて、北アイルランドの民主統一党(DUP)を含む各党と協議を重ね、その結果をもってEUと再協議する。
- ・EUとの将来関係の交渉にあたって、政府は交渉マンデート(権限委任)を議会から得る。また、北アイルランドはじめ 各地の代表者、企業、市民社会や貿易団体等、議会の外の関係者の声に耳を傾ける。
- ・EUの離脱により、英国の労働者の権利をはじめとする社会や環境の基準を維持することを確約する。
- ・英国に居住するEU市民が今後必要になる英国居住許可を取得する際の手数料を無料にする。

2019年1月29日 英国下院、ブレグジット方針を採決

メイ首相のブレグジット方針案に対する7つの修正案のうち、以下の2案を可決。

提出者	内容	
保守党、労働党議員等超党派	ノー・ディールの回避を要求	
保守党議員 バックストップを代替案に置き換えることで、修正後の離脱協定に基づく円滑な離脱		

否決された修正案(一部)

- ・ノー・ディール回避のため議会に十分な時間を与え、恒久的関税同盟・EU単一市場に近い関係、2度目の国民投票実施等の 代替案を議会で審議・採決させることを要求(提出者:労働党執行部)。
- ・2月26日までに離脱協定が議会で承認されない場合は、離脱日の延期を模索することを首相に要求(提出者:労働党議員、 保守党議員等の超党派)。

2019年2月14日 英国下院、ブレグジット方針を採決

政府は、議会に以下を要求する動議を提出

- ①2月12日のメイ首相の声明を歓迎する
 - ・EUとの協議を継続し、新たな合意に達し次第、改めて離脱協定案を議会で採決
 - ・議会承認を得られない場合、2月26日新たな政府方針案を提示し、翌27日に関連動議を採決
- ②1月29日の議会のブレグジット方針を改めて支持する
 - ·11頁参照
- ③バックストップに関する英国・EU間の協議の継続を承知する

議会は、賛成258、反対303票でこれを否決するも、今回の採決に法的拘束力なし。

2019年2月27日 英国下院、ブレグジット方針を採決

メイ首相のブレグジット方針案に対する4つの修正案のうち、以下の2案を可決。

提出者	内容
保守党、労働党議員等超党派	2月26日にメイ首相が表明した以下の方針を確実に実行することを要求 ①EUとの再協議を経た合意案に対する議会採決を3月12日までに行う ②①が否決された場合、ノー・ディールで3月29日にEUから離脱することの是非を3月13日までに議会で問う ③②が否決された場合、最長で6月末まで離脱を延期することについて採決を3月14日に行い、可決されればEUに延期を要請し、関連国内法を変更する
保守党	離脱協定の第2章に規定された市民の権利を保護するため、早期にEUと共同の委員会を立上げ、EUとの交渉結果にかかわらず権利の保護を実行することを要求

否決された修正案

- ・恒久的且つ包括的なEU関税同盟への参加、EU単一市場との緊密な関係を確保するために、EUと政治宣言について交渉する ことを要求(提出者:労働党)
- ・離脱時期に関係なく、ノー・ディールの回避を確約することを要求(提出者:スコットランド国民党)

2019年3月12日 英国下院、離脱協定案を否決

賛成242票 反対391票

2019年3月13日 英国下院、EUからのノー・ディール離脱回避を可決

・政府は「3月29日に」ノー・ディールでEUを離脱することの是非を問うとしていたが、親EUの超党派議員が「3月29日 に限らずいつであっても」ノー・ディールを回避する修正動議を提出、賛成321票、反対278票で可決。

2019年3月14日 英国下院、離脱延期を可決

- ・政府は3月20日までに離脱協定案が可決された場合、関連法整備のため6月末までの延長をEUに対して要請。 他方、離脱協定案が3月20日までに否決された場合は、長期間の延長が必要となる旨等を議会が承知することを条件付け。

2019年3月20日 英国政府、EUに離脱延期を申請

- ・3月18日、英国下院のバーコウ議長が3月12日に否決された離脱協定案と実質的に変わらない内容の協定案を採 決に書けることはできないとの裁定を発表。
- ・これを受け、政府は議会での採決を行わないまま、EUに対して6月末までの離脱延長を要請。

3月21日 欧州理事会

英国下院が3月最終週に離脱協定案を可決した場合、5月22日までの離脱延期を認める。可決できなかった場合、4月12日までの離脱延期を認め、英国にこの日より前に離脱方針を示すことを求める。

2019年3月25日 英国下院、議会が政府に代わり主導権を握る動議を可決

- ・メイ首相は、3月26日に実施可能性があった離脱協定案の3度目の採決延期を発表。
- ・超党派が提出した、3月27日の議会での議事進行を議会が政府に代わって行うことを求める動議が可決。

2019年3月27日 英国下院、代替案を否決

議会が主導し、離脱協定案に代わる8代替案の採決が行われたが、いずれも過半数の支持を得られず。

採決された代替案(一部)

提出者	概要	賛成	反対
超党派	EUとの恒久的関税同盟の実現を離脱協定・政治宣言に盛り込む	265	271
超党派	議会が可決した離脱協定・将来関係枠組みの発効・批准には、国民投票での支持が必要	268	295
労働党執行部	EUとの恒久的関税同盟および単一市場に近い関係、EU労働者保護規制への連動等	237	307

2019年3月29日 英国下院、離脱協定案を否決

政府がEUと合意した離脱協定案と政治宣言案のうち、離脱協定案のみを下院が採決するも、賛成286票、 反対344票で否決。

2019年4月1日 英国下院、代替案を否決

議会が主導し、政府の離脱協定案に代わる4代替案の採決が行われたが、いずれも過半数の支持を得られず。

採決された代替案

提出者	概要		反対
超党派	EUとの恒久的関税同盟の実現を離脱協定・政治宣言に盛り込む		276
超党派	議会が可決した離脱協定・将来関係枠組みの発効・批准には、国民投票での支持が必要		292
超党派	欧州自由貿易連合(EFTA)再加盟により欧州経済領域(EEA)に参加、バックストップ代替措置 導入までは一時的な包括的関税取決めを実現。	261	282
超党派 離脱2日前までに離脱協定の国内法制化が完了しなければ再度EUに延長要請、離脱前日までに 延長合意できなければノー・ディールの是非を採決。否決されれば政府は離脱を撤回し、3ヵ月以内に 英EU双方受入れ可能な将来関係案を提案、同案のEUとの再交渉について国民投票実施。		191	292

2019年4月3日 英国下院、離脱延長法案を可決

超党派が提出した、EUに対する離脱延長要請を政府に義務付ける法案を下院が賛成312票、反対311票で可決。

2019年4月5日 英国政府、EUに離脱延期を再要請

メイ首相は、トゥスク欧州議会常任議長に対する書簡で、離脱を6月30日まで延長することを要請。5月23日からの欧州議会選挙の前の離脱スケジュールを望む一方、それが不可能な場合は、欧州議会への参加の準備を行うと言及。

4月10日 特別欧州理事会

- ・最大で2019年10月31日までの離脱延長を認める。
- ·10月31日よりも前に英国及びEUが離脱協定案を批准した場合は、その翌月1日に英国は離脱する。
- ・英国が5月22日までに協定案を批准できない場合は、英国は欧州議会選挙に参加する。英国が選挙に参加しない場合は、5月31日をもって離脱延長を終了する。
- ・6月の欧州理事会にて、進捗状況を確認 (review)する。
- ・英国はいつでも離脱通知を撤回する権利を有する。

2019年5月21日 メイ首相、6月3日の週に離脱協定法案を可決させるべく、10項目の新提案を発表。

発表直後から与野党、特に保守党EU離脱強硬派から激しい反発。首相降ろしが最高潮に。閣議プロセスに反発した重要閣僚のアンドレア・レッドソム下院院内総務が翌22日辞任。

2019年5月24日 メイ首相、保守党党首を6月7日に辞任する意向を表明

6月7日のメイ党首辞任を受けて、10日から保守党首選がスタート。6月13日から保守党議員による投票を実施。6月20日の投票でボリス・ジョンソン前外相とジェレミー・ハント外相の2人の勝ち残りが決定。党員による決戦投票を経て、党首を選出。

参考

ジョンソン新政権誕生

2018年11月25日の欧州理事会での承認をもって、英国とEUの両政府間で離脱協定案は合意したものの、英国議会で可決されない状況が続き、当初の2019年3月30日から離脱日を延期。その後もテレーザ・メイ首相(当時)は離脱協定法案を可決させるべく新提案を行ったが、与野党から反発を受け、同年6月7日に保守党党首を辞任をした。

2019年5月23日 英国で欧州議会選挙実施

英国議会が5月22日までに離脱協定案を批准出来なかったために、欧州議会選挙を実施することに。

2019年7月23日 英与党・保守党がジョンソン氏を新党首に選出

保守党員約16万人による決選投票が22日に締め切られ、ジョンソン氏が9万2,153票を獲得。4万6,656票のハント氏をダブルスコアで下し、新党首に。

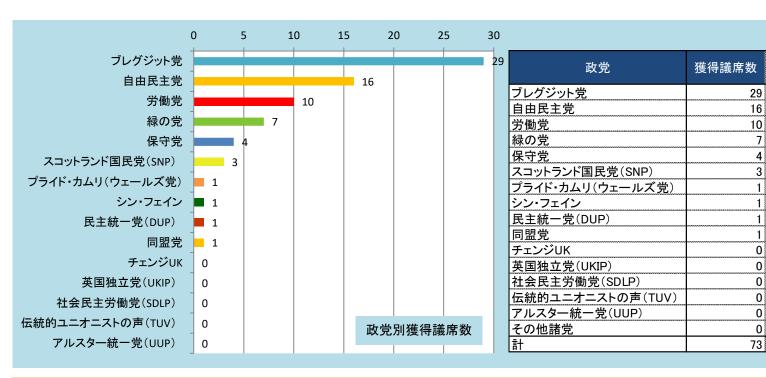
2019年7月24日 ジョンソン新政権誕生

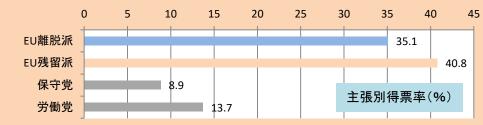
- ・ランカスター公領相にはマイケル・ゴーブ環境相、内相にはプリティ・パテル元国際開発相、外相兼筆頭国務相にドミニク・ ラーブ前EU離脱相を充てるなど離脱強硬派を多く起用。
- ・ブレグジットを、10月31日に「言い訳なしで」実現すると強調し、続けて、「新たな合意、より良い合意を実現する」と明言。
- ・ノー・ディールに備えて省庁横断的に準備を行える体制を強化したほか、閣僚レベルで特定の課題について協議する内閣 委員会の数を大幅に削減し、その半分をブレグジットに充てるなど資源を集中。

(出所)英国政府、英国議会

欧州議会選挙はブレグジット党が大勝

- 5月23日、英国で欧州議会選挙を実施。ブレグジットが実現していれば実施されないはずだったが、2度に わたる離脱延期でEUに留まっているため、選挙への参加が確定。
- 新党のブレグジット党が29議席で大勝。2度目の国民投票を経てEU残留を目指す自由民主党が16議席 で2位に。対して保守党、労働党は2桁減となり、国政の2大政党は共に敗北。





(注) その他諸党は除く。

EU離脱派:ブレグジット党、DUP、UKIP、TUV、UUP

EU残留派:自由民主党、緑の党、SNP、プライド・カムリ、シン・フェイン、同盟党、

チェンジUK、SDLP

(単位:議席、%)

20

19

24

73

増減

29

15

-10

-15

4

1

0

0

0

1

0

0

0

-1

0

0

-24

前回議席数

(2014年)

得票率

30.8

19.8

13.7

11.8

8.9

3.5

1.0

0.6

0.6

0.5

3.3

3.2

0.4

0.3

0.3

1.6

100.0

3

1

1

1

1

0

0

0

0

0

ジョンソン氏の首相就任後の発言と過去の主張

- ジョンソン氏が保守党党首選で9万2,153票を獲得(ハント氏は4万6,656票)し、7月23日(火)に党首に選出。
- 7月24日(水)に首相就任。英国のEU離脱(ブレグジット)について、10月31日に「言い訳なしで」実現すると強調。 続けて「新たな合意、より良い合意を実現する」と明言。アイルランドと北アイルランドの国境問題をめぐるバックストップ (安全策)については、「非民主的なバックストップを伴わない、国境検査のない合意を実現できる」と主張した。

(女主衆) については、「非民工的なバブストラブを中かない、国発代目のない日志を失死できる」と上派のに。			
NDの可能性	• NDの可能性は非常に低いが、NDへの準備を進めていくことがより良いディールにつながる		
ブレグジットの 交渉方針	 ・ 再延期はせず 「離脱協定案(メイ首相案)・バックストップ】 ・ バックストップを「代替的な取り決め」と入れ替えた上で、新たな合意を目指す ・ 北アイルランド国境問題について、技術的な解決(technical solution)は不可能ではない【離脱清算金の支払い】 ・ EUとの新たな合意がなされるまで、離脱清算金(390億ポンド)の支払いを拒否【英国下院の閉鎖(prorogation)】 ・ 英国下院が期限までの離脱に合意しない場合、下院を閉鎖する可能性も排除せず 		
NDの対策	• GATT24条に基づき、「現状維持期間(standstill period)」を設け、EUとは今後10年間無関税を行う。その間に新たな自由貿易協定の交渉を行う(注)		
主な国内政策	【移民問題】 ・ オーストラリアのようなポイント制度を導入し、就業先が有無や英語運用能力を考慮する 【財源支出】 ・ イングランドの高速鉄道計画(High Speed Two:HS2)の見直しを示唆(日立は2019年6月に、この計画の高速車両の納入にかかる競売参加を表明) 【環境問題】 ・ 2050年までにCO2排出ゼロ目標を堅持する		

(注)GATT下での「現状維持期間」について、下院のシンクタンクはその実現可能性を否定している (出所) 各種報道と候補者公式SNS・ウェブサイトの情報よりジェトロ作成



ジョンソン保守党内閣誕生後の方針 (主な閣僚、2019年7月25日発足)

役職	名前
首相	ボリス・ジョンソン
ランカスター公領尚書	マイケル・ゴーブ
財務相	サジード・ジャビド
内相	プリティ・パテル
外相	ドミニク・ラーブ
EU離脱担当相	スティーブン・バークレー
国際通商相	リズ・トラス
ビジネス相	アンドレア・レッドサム

(出所) 英国政府

- 〇ジョンソン首相は就任後の25日午後の演説の中で、英国のEU離脱(ブレグジット)を10月31日までに実現する決意を重ねて強調。EUに対しては「離脱協定に変更を加えることを一切受け付けない姿勢を再考するよう期待する」と発言。EUがこれを拒否すれば合意なき離脱(ノー・ディール)を選択するとし、離脱期限までにその準備を最大限加速させると力説した。
- ○ブレグジット以外の政策課題については、医療、治安、インフラ整備などを重視する姿勢。 演説では触れなかったが、ジョンソン首相は党首選を通じ、個人減税にも取り組む姿勢を明言してきた。英国では 年収5万ポンド以上の所得がある居住者は40%の最高税率が適用されるが、これを8万ポンドに引き上げると 約束。社会保険料の支払いが免除される所得基準も引き上げる方針を打ち出していた。

ジョンソン政権 合意なきEU離脱に向けた対応準備



Commonwealth Office



マイケル・ゴーブ ランカスター公領相

合意なきEU離脱(ノー・ディール)に備えて省庁横断的に準備を進める ノー・ディールが「「非常に強い現実味を帯びている」と指摘 EUが離脱協定案の再交渉拒否姿勢を変更しないという前提に立った準備が必要 以下に着手(2019年7月28日付「ザ・サンデー・タイムズ」紙への寄稿)

- (1)ノー・ディール対策予算の確保
- (2)各省庁におけるノー・ディール対策への優先的取り組みと組織内再編
- (3)内閣府による省庁間の調整と意思決定加速のための新体制構築

©UK Parliament

サジード・ジャビド財務相

ノー・ディールに備えるため、新たに21億ポンドの財政支出を2019年7月31日に発表 11億ポンド分を直ちに支出、10億ポンド分を必要に応じて支出

	主な措置	金額(£)	内容
•	国境管理・通関業務の拡充	3億4,400万	国境管理担当職員の増員、パスポート発行業務へのリソース増など
	必要な医薬品・機器の確保	4億3,400万	必要な医薬品・機器の供給断絶防止のための調達、在庫積み増し
	企業への準備喚起と支援	1億800万	企業側で新たに発生する輸出業務に関する準備の支援など
	政府による情報提供の強化	1億3,800万	準備促進のための情報発信強化。在外公館を通じた在外英国人支援

【内閣委員会】

閣僚レベルで特定の課題について協議する内閣委員会の数を27から6に大幅に削減。そのうち3つをブレグジットに関するものとした。

ブレグジット経済・通商問題委員会

首相を議長とし、多くの閣僚が参加。メイ政 権時代にも存在。EU離脱後の世界との将来 関係について議論する。

新設

離脱戦略策定委員会

首相、財務相、外相、ランカスター公領相、EU 離脱相、法務長官など少数が参加する委員会。 週2回開催。

新設

離脱に向けた準備作業委員会

ランカスター公領相が議長、EU離脱相が副議 長を務め、離脱に向けた諸準備を 統括する。 毎日開催。

野党・労働党の方針

- ・労働党大会が9月21日~25日に開催。
- ・EU離脱を巡る同党の方針に関し3つの動議が提出。
 - (1) 離脱・残留どちらを支持するか選挙後に決定
 - (2) EU残留を労働党の方針とする
 - (3) コービン党首ら執行部を支持する



9月23日夕方に採決

コービン党首が推す(1)と(3)の動議が可決。

【方針】

- ・政権獲得後、3ヵ月以内にEUと離脱交渉をまとめる
- ・政権獲得後、6ヵ月以内に「合意案」と「EU残留」で2度目の国民投票を実施

労働党が目指す合意案には以下を含む

- EUとの関税同盟
- 単一市場に近い関係
- アイルランド・北アイルランド国境のハードボーダー回避など和平合意堅持
- 在英EU市民と在EU英国民の恒久的権利の保証
- 労働者の権利と環境保護についてEUと同等の水準を維持することを保証
- 気候変動・テロ対策・医薬品などの分野でEUとの相互協力を確実にするため、EUの主要機関に引き続き参加

(出所)各種報道から作成

ジョンソン政権と議会との攻防

2019年8月28日 ジョンソン首相、長期間の議会の休会を決定

ジョンソン首相が9月9日の週から10月13日までの議会休会を決定、同日、エリザベス女王がこれを裁可。

2019年9月4~9日 EU離脱延期法案成立と解散総選挙の否決

- ・離脱協定が10月19日までに議会で承認されない場合、または、ノー・ディールでの離脱が承認されない場合、2020年 1月31日までの離脱延期をEUに要請することを首相に義務付ける法案を下院が9月4日に可決。
- ・政府はこれを不服とし、民意を問うための議会を解散し、総選挙を求める動議を提出したが、解散に必要となる下院 総議席数の3分の2に遠く及ばず否決された(1回目)。その後、離脱延期法案は、9月6日に上院を通過し、9月9日に エリザベス女王の裁可を得て成立した。
- ・9月9日には、ノー・ディール時の政府緊急対策「イエローハンマー作戦」に関連する政府文書の公表を要求する動議が可決。これに対し政府は、10月15日に総選挙を実施すべく、下院の早期解散を求める動議を提出したが、再度否決された(2回目)。
- ・なお、離脱延期法案に賛成した保守党の造反議員と、議会審議中に野党・自由民主党に転籍した議員1人を含めた計22人が保守党を離れ、さらにラッド労働・年金相が離脱協定を取りまとめようとしないジョンソン首相を批判、離党し、 与党は過半数を大きく下回ることになった。

2019年9月10日 議会が閉会(当初は10月13日までの予定)

2019年9月24日 英国最高裁判所 議会閉会を違法と判断

英国最高裁判所は、政府が女王に議会の閉会を諮問する決定したことについて、議会が憲法上の機能を実行することを合理的な理由なしに妨げる影響を与えたことから、違法で無効とした。

2019年9月25日 英国議会再開

即時の総選挙を求める保守党とノー・ディール回避を最優先とする労働党が対立。他の野党もノー・ディール回避が確定しないうちの議会解散・総選挙には応じない姿勢で一致。



アイルランド問題に対する英政府の新提案

英国政府は10月2日、離脱協定案の付随書(バックストップ)の代替案を欧州委員会に対して正式に提案する書簡を発表。ボリス・ジョンソン首相は同書簡の中で、EUと英国の将来関係の懸け橋となるはずのバックストップは、英国をEUの関税枠組みにとどめ、多分野においてEU法に合致させるものだとした上で、英国はこれを望んでおらず、英国が独立的に主権を行使できる自由貿易協定(FTA)を基盤に、将来関係を構築すべきだと主張。

英国は同日、5要素から成る新たな提案を欧州委のブレグジットに関するタスクフォースに送付。

政府の主張する新提案の5つの要素

- 1 ベルファスト合意の遵守
- 2 ベルファスト合意、共通旅行区域(CTA)などの英国・アイルランドの長年の協力関係の維持
- 3 「全島規制区域(ゾーン)」を構築し、北アイルランドの農産品を含むすべての物品にEUの規制を適用することで、国境検査を行わない
- 移行期間の終了前と移行4年毎に、北アイルランド自治政府及び同議会に「全島規制区域」 に関する同意の機会を設け、同意がない場合は「全島規制区域」を終了する
- 5 本取り決めにおいて、北アイルランドはEUではなく英国の関税領域となる

議会新会期後のジョンソン政権と議会との攻防

2019年10月8日 議会が閉会

2019年10月14日 議会の新会期が開会

エリザベス女王がジョンソン政権の施政方針演説を実施。演説で26法案を提示、うち7法案がブレグジット関連(以下)。

政策	法案名(仮)
合意に基づく離脱と、自由貿易と友好的な協調に基づく将来関係の交渉を追求。	EU(離脱協定)法案
環境保護や透明性強化等に対応した農業政策の刷新。	農業法案
海洋保全と、英海域での漁業権等に関する権限の奪還。	漁業法案
新たな独自の通商政策に基づく英経済界と消費者に資する機会追求。	通商法案
公正かつ現代的で地球規模の移民制度の導入と在英EU市民の権利保護。	移民·社会保障調整(EU離脱)法案
金融部門に確実性と安定を提供し、世界最高の規制水準と国際市場へのアクセスを保持。	金融サービス法案
国際紛争解決のための明確な法的枠組みの提供。	国際私法(協定履行)法案

2019年10月17日 ジョンソン首相、EUとの間でバックストップの代替案に合意

2019年10月19日 議会が離脱関連法が成立するまで離脱協定の採決を保留する修正動議が可決 ジョンソン首相は、月末の離脱を目指すことを諦めないまま、EU離脱の延期を申請

(出所)英国政府、英国議会

英国内の離脱協定批准手続き

- 英国は2018年EU離脱法で離脱協定批准までの手続きを規定。通常の条約批准手続きに比べて、英国下院 の役割が大きいのが特徴。
- 同法によると離脱協定の批准手続きを完了させるためには、英国下院が離脱協定案と政治宣言案に合意する だけではなく、離脱協定案の施行に必要なEU離脱協定法案を可決することが必要。

英国·EUの交渉官の間で離脱協定案と政治宣言案に合意 | [1]英国下院が離脱協定案と政治宣言案に合意 [2]英国政府が離脱協定案に対応する国内法(EU離脱 協定法)を下院に提出 [3]英国議会(上下両院)がEU離脱協定法案を審議・ 可決し、法制化 | [1']英国下院が離脱協定案と政治宣言案に合意 英国の批准手続きが完了

【英国議会の動き】

9月9日: 英国議会は10月19日までに「離脱協定案が合意」(左図) されない限り、首相が離脱期限の延期を要請することを義務付けた (離脱延期法)。

10月17日: EUと英国は新たな離脱協定案と政治宣言案に合意

10月19日: 首相は英国下院に離脱協定案への合意を求めた。しかし下院は「離脱協定案に合意」するか否かの判断を、EU離脱協定法案の可決後に先送りすることを決定。([1']) (協定案に合意しても、同法案が成立せず、偶発的なNDが起こるのを防ぐため。) ジョンソン首相は離脱延期法に基づきEUに対し、離脱期限の延期要請を行った。

10月21日: 首相は下院に再度離脱協定案の合意を求めた。しかし、議長はこれを拒否。同日政府はEU離脱協定法案を公表。([2])

10月22日: 下院は政府が提出したEU離脱協定法案の審議に賛成した(329vs299)。しかし、政府は離脱期限までに同法案の通過を可能にする議事日程を求めたが、下院はこれを否決(308vs322)。

EU離脱協定法案が成立すれば、下院から離脱協定案と政治宣言案の 承認を得る必要はなくなる (議会承認を義務付ける2018年EU離脱法 の規定を無効にする規定が、EU離脱協定法に含まれているため)

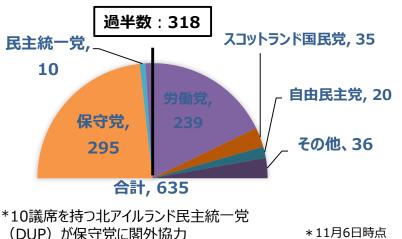
(出所) 2018年EU離脱法などから作成

下院解散前のジョンソン首相を取り巻く環境

- 与党・保守党は英国下院で過半数割れのため、北アイルランド民主統一党(DUP)の閣外協力を得て過半数を維持してきた。
- 2019年6月7日にメイ首相が保守党党首を辞任、7月24日にジョンソン新政権が成立。

英国下院

*議席数650だが、議長1名(保守党)、副議長3名(保守党1、 労働党2)、シン・フェイン党7名は審議に参加しない。また、票数の 計算係(保守、労働各2名)の票はカウントから除外されるため、 実際の過半数は318。以下の各党の数字は、上記を除したもの。



スコットランド国民党(SNP)

- ➤ スコットランドでは、2016年6月の国民投票で62% が残留に投票
- ➤ スコットランドの雇用と経済の保護のため、EU非加盟 ながら一部を除いてEU単一市場に残るノルウェー方 式を主張
- ➤ EU残留の選択肢も含む2度目の国民投票を支持

(出所)英国政府、英国議会、各政党等

保守党

- ▶ 2019年9月3日、ジョンソン首相演説中に保守党議員1人が 議場を横切り自民党に転出。与党は過半数割れ。さらに野党 が提出した、9月4日の議事進行を議会が政府に代わって管理 する法案に、同党議員21人が賛成し、党はこれら議員を除名。
- ▶ 2019年9月5日にジョー・ジョンソン担当相、8日にアンバー・ラッド労働・年金相が辞任。



民主統一党(DUP)

- *北アイルランドのみに製品 基準等に関するEUルール を適用する離脱協定案の バックストップに反発
- > 新合意協定案には反対。

最大野党·労働党

- ➤ EUとの強固で協力的な将来関係、EU単一市場・関税同盟 と全く同様の利益等、政府によるEUとの離脱協定を認めるた めの6基準を設定
- ➤ EUとの恒久的関税同盟、単一市場に近い関係、EUの労働者保護・環境規制への連動などを主張
- ▶ 党内に穏健離脱派、EU残留派の2大勢力が混在。最終的には、 合意案を2度目の国民投票にかけることで一致。

2018年までの英国のEU離脱交渉スケジュール

	3月29日 英国 正式にEU離脱を通知 3月31日 欧州理事会 交渉ガイドライン案発表→欧州委員会 ガイドライン作成 4月 5日 欧州議会 離脱交渉の最終合意を承認する場合の基本条件を採択 4月29日 特別欧州理事会(27ヵ国)交渉ガイドラインを承認 ← 5月22日 EU一般問題理事会 EU交渉(権限)指令を採択 6月 8日 英国 下院総選挙		
2017年	6月19日 英国のEU離脱(ブレグジット)交渉開始 6月26日 英国 在英EU市民の権利保護に関する基本方針を公表 7月17日、8月28日、9月25日、10月9日の各週および11月9~10日 第2~6ラウンドのブレグジット交渉を実施 11月20日 EU一般問題理事会、EU専門機関の移転先を決定 12月14~15日 欧州理事会、第一段階の交渉に「十分な進展」を認め、 第2段階に移行するためのガイドラインを採択	第一段階 ①在英EU市民・在EU英国民の 権利保障 ②英国の対EU債務義務 ③その他諸問題 ・アイルランドとの国境問題 ・EU法停止に伴う諸問題の解決等	
2018年	1月29日 EU一般問題理事会 移行期間に関する交渉指令を採択 2月28日 欧州委員会 離脱協定素案を発表 3月 7日 欧州理事会 将来関係に関するガイドライン案を加盟国に提示 3月19日 離脱協定素案の一部で合意(移行期間に関するものを含む) 3月22~23日 欧州理事会 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 万月12日 英国 EU離脱後のEUとの将来関係に関する白書を発表 9月20日 非公式欧州理事会 臨時理事会の11月開催を示唆 10月18日 欧州理事会 交渉の進捗を不十分と評価 11月14日 欧州委員会 交渉妥結、欧州理事会へ交渉の決定的進捗を勧告 11月25日 臨時欧州理事会 離脱協定案を承認 12月11日 英国 下院採決延期 欧州理事会	第二段階 ・暫定・移行措置についての協議 ・EU・英国の将来関係の枠組みに ついての事前協議	

2019年以降の英国のEU離脱交渉スケジュール

1月15日 英国 下院が離脱協定案を否決 3月12 ~14日 英国 下院が離脱協定案を否決、3月29日のノー・ディール離脱を否決、離脱日の延長を可決 3月19日 EU一般問題理事会 EU27カ国の欧州理事会に向けた方針準備 3月20日 英国 欧州理事会に離脱日の6月30日までの延長を要請 3月21日 欧州理事会 英国での3月最終週の離脱協定案可決の有(5/22)無(4/12)により異なる 離脱日を合意 3月29日 英国 下院が離脱協定案を否決、EU離脱日は4月12日に 4月 5日 英国 欧州理事会に離脱日の延期を再要請 元々は離脱通知から2年の交渉期限 4月10日 特別欧州理事会 最長10月31日までの離脱日の延期を合意 (2019年3月29日) EU・英国双方が離脱協定案を批准した翌日1日に離脱 英国が5月22日までに批准出来ず、欧州議会選挙を実施 しない場合は離脱期限が2019年5月末に短縮 5月23 ~26日 欧州議会選挙(英国では5月23日に実施) 6月 7日 英国 メイ首相辞任表明 2019年 6月10日 英国 保守党党首選開始 6月21 ~22日 欧州理事会 6月30日 特別欧州理事会 7月23日 英国 ジョンソン氏が保守党党首に選出 7月24日 英国 ジョンソン新首相就任 9月 9日 英国 議会が10月19日までに離脱協定を承認しない場合、議会がノー・ディールを承認しない限り、 首相に離脱延期要 請をEUに提出することを義務付ける法律を議会が成立 10月17日 バックストップの代替案を含む新たな離脱協定案と政治宣言案に合意 欧州理事会 新たな離脱協定案と政治宣言案を承認 10月19日 英国 下院でEU離脱協定法案が成立するまで採決を保留する動議が可決、採決は先送りへ 10月22日 英国 下院でEU離脱協定法案が第二読会で可決。10月末の離脱を目指す下院審議日程案は否決。 10月29日 欧州理事会 EU離脱日の延期要請を書面で承認、離脱日を最長2020年1月末まで延期。 英国 12月12日に下院議員選挙を求める法案が可決。 12月12日 英国 総選挙で保守党が365議席を獲得し大勝。 1月23日 英国 EU離脱(ブレグジット)実現に必要となるEU離脱協定法が成立(これにより英国議会での離脱協定案の承認を省略)。 1月24日 英国、欧州理事会、欧州委員会 ジョンソン首相、ミシェル常任議長、ファンデアライエン委員長がEU離脱協定案に署名。 2020年 1月29日 欧州議会 離脱協定案を承認。 1月30日 EU理事会 離脱協定案を承認。 離脱日延長期限

(出所) 欧州委員会、英国政府資料等より作成 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

54

(2020年1月31日)

将来関係の枠組みに関するガイドライン①

- ●欧州理事会は2018年3月23日、離脱後の英国とEUの将来関係の枠組みに関するガイドラインを採択。
- ●「対等な競争条件(level playing field)」について4回言及。

主な項目	主な内容	
	本ガイドラインの中で示されているEUの立場は、英国が示している英国の立場に適合する権利・義務の水準であり、 英国が立場を発展させるのであればEUも自らのオファーする内容を再考する用意がある。	
前提	英国との協定はどのようなものであっても、権利と義務のバランスに基づき、対等な競争条件を確保しなければならない。 4つの移動の自由は不可分で、セクターごとのアプローチによる単一市場の参加による「いいとこ取り」はできない。EU司 法裁判所の役割は完全に尊重される。	
	英国とのFTAは、英国がEU加盟国でなくなって初めて最終合意・締結することができる。締結される協定によりEU加盟国と同じ利益をもたらされることはあり得ず、それが単一市場やその一部への参加を意味することはない。 含まれる分野は以下の通り。	
FTA	・物品貿易:全てのセクターを網羅し、適切な原産地規則を伴い、無関税、数量規制なしを維持する。 FTA全体の文脈では、既存の漁業海域・資源への相互アクセスは維持されなければならない。 ・適切な税関協力:EU・英国双方の規制・司法の自律性とEU関税同盟の一体性を維持する。 ・貿易の技術的障害(TBT)と衛生植物検疫(SPS)措置に関する規律 ・自主的な規制協力枠組み	
	・サービス貿易:受入れ国ルール(原則)の下でサービス提供のための市場アクセス(提供者の設立権を含む)を、 英国が第3国となり、EUと英国が共通の規制・監督・執行・司法枠組みをもはや共有しないという事実と両立 する範囲で、許可する。 ・公共調達市場へのアクセス:投資、知財保護(GIやその他のEUの関心分野を含む)。	
世界的な課題への取り組み 気候変動や持続可能な開発、国境を超える汚染などの分野で世界的な課題に取り組まなければならない。 当該分野でEUと英国は緊密な協力を続けていかなければならない。		
自然人の移動、社会保障の調整、 専門資格の認定等	EU加盟国間の完全な相互関係に基づく自然人の移動や、社会保障の調整、専門資格の認定などの関連分野で野心的な条件を含まなければならない。	

(出所) 欧州理事会

将来関係の枠組みに関するガイドライン②

- ●欧州理事会は2018年3月23日、離脱後の英国とEUの将来関係の枠組みに関するガイドラインを採択。
- ●「対等な競争条件(level playing field)」について4回言及。

主な項目	主な内容
社会・経済的協力	・輸送サービスに関しては、英国のEU離脱後も英国・EU間で接続性を継続確保する。非常に競争が激しいセクターにおいて、対等な競争条件を確保しつつ、とりわけ航空安全・保安協定が一緒になった航空輸送協定や、その他の輸送形態に関する協定を通じて達成する。 ・研究・イノベーションや教育・文化などの分野のEUのプログラムへの参加は、対応するプログラムにおいて定められる第3国の参加条件に従う。
対等な競争条件	英国とEUの将来関係は、対等な競争条件を確保する強固な保証を含んでいる場合のみ、相互に満足のいく方法で運用される。目的は、とりわけ競争と国家補助、税制・社会・環境・規制措置や行為などにおいて、英国が保護水準を下げることで享受しうる不公平な競争優位を防ぐこと。それには、EU基準や国際基準と一致する実質的な規制の組み合わせ、国内で効果的な実施を確保する十分なメカニズム、協定における執行と紛争解決メカニズム、EUの自主的な救済措置が要求される。これらは全てEU・英国の経済的つながりの深さと広さと釣り合うものである。将来枠組みでは、EUの金融安定性を守り、規制・監督体制と水準、およびその適用を尊重しなければならない。
貿易・経済協力以外の分野で EUが特別なパートナーシップを 構築する用意がある分野	・法の執行・刑事司法協力:効果的な情報交換、法執行機関間の実務協力への支援、刑事司法協力を含まなければならない。 ・外交・保安・防衛政策における協力:EUの意思決定の自律性を尊重し、適切な対話、協議、調整、情報交換、協力のメカニズムを予見しなければならない。その前提条件として、情報セキュリティー協定を締結しなければならない。
データフロー	データに関するルールを含まなければならない。個人情報に関しては、EUの保護と本質的に同等の水準を確保する目的で、 十分性に基づいて、EUルールによって保護されなければならない。
ガバナンス	英国との将来関係に関するガバナンスは、管理や監督に加え、制裁や他分野での対抗措置(cross-retaliation)メカニズムを含む紛争解決と法の執行を取り扱わなければならない。将来関係全体のガバナンスを設計するに当たっては、将来関係の内容や深さ、有効性と法的確実性を確保する必要性、EU司法裁判所の役割を含むEUの法秩序の自律性の要件を考慮することを求める。

(出所) 欧州理事会

新たな通商協定を巡りアプローチに差異

○EUは、新協定では英国が単一市場と同等の便益を得られない旨強調 ○協定締結のタイミングに関し、非現実的な英国の希望

※背景がオレンジの項目は、英国・EUの交渉方針の隔たりが大きい分野、緑は同方針が近い分野、黄色はその中間を表す。

	項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容
	交渉開始のタイミング	・EU基本条約第50条の下で、交渉の第2段階として、EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成。 ・第1段階での交渉での『十分な』進展の確認後に、EU・英国間で将来関係についての予備協議・準備協議に入る。	・EUからの離脱協議と並行して、将来の関係条件を合意する必要がある (EU離脱通知レターでは4回繰り返して強調)。
将来のF	交渉のスタートライン	・EU加盟国でない場合、加盟国のような義務はない代わりに、 加盟国と 同じ権利や同じ便益を得ることはできない。	・英国はEU加盟国であるため、双方の規制枠組みや標準は既に一致している。・規制当局同士の関係は緊密で、長年の協力関係もあり、交渉はこうした独特なポジションから始まる。
TAを含むパー	対象範囲	・新協定はバランスが取れ、野心的で、広範囲なものになるべき。単一市場の統合や適切な機能を損なわないためにも、単一市場もしくはその一部への参加は認められない。 ・加盟国と同等の便益は提供できないが、EUと英国の双方の関心分野では、強く、建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を構築すべき。	・英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。 ・大胆で野心的なFTAを模索。金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野については、将来のFTAでカバーしたい。
トナー	安全保障	・貿易関係を超えて、テロ対策や国際犯罪対策、安全保障・防衛などの他 分野でのパートナーシップ構築を検討する用意がある。	・英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。
シップ協定	将来異なり得る範囲	・英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの 環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正 な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき。	・公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方 法や問題解決方法を優先すべき。
交渉	紛争解決	・将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定 プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める。	 ・公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方法や問題解決方法を優先すべき。 ・パートナーシップの範囲は、経済と安全保障問題の双方で、事務方から深く、広範でダイナミックな協力の詳細提案を示す。
	交渉締結のタイミング	・EUと英国の将来関係に関する協定は、英国が第3国(EU域外国)になって初めて合意できる。	・EU基本条約が設定する時期(EUを離脱するタイミングで)に合意できると確信している。

(出所)欧州理事会、英国首相官邸、CICEROなど

英国のEU離脱に関する通商上の主な論点

■ 英国の輸出総額の46.1%がEU向け

英国の輸出総額の46.1%はEU域内向けであり、対EU貿易に大きく依存している。EUは輸送機器で乗用車の10%をはじめ最大22%、化学品で最大13%、鉱物性燃料でも最大5%などの対外関税を課している。

英国の主要輸出分野に占める対EU輸出(2018年)

(単位:100万ドル、%)

		<u> </u>	<u> </u>	/ト/レ、 7 0/
	品目	対世界 輸出 金額	対EU 輸出 金額	構成比 (対世界)
機械機器		200,701	86,723	43.2
	一般機械	73,302	27,452	37.5
	電気機器	29,480	15,149	51.4
	輸送機器	77,458	35,971	46.4
	自動車	44,650	17,074	38.2
	自動車部品(エンジン除く)	7,261	5,029	69.3
	精密機器	20,461	8,152	39.8
化学品		79,114	42,907	54.2
	化学工業品	63,855	32,752	51.3
	医薬品及び医療用品	30,309	14,159	46.7
食料品		30,740	18,778	61.1
その他原料及びその製品		147,536	67,660	45.9
	鉱物性燃料等	45,606	30,827	67.6
	繊維及び同製品	13,943	9,423	67.6
	鉄鋼	13,693	7,321	53.5
総額(その他含む)		497,443	229,206	46.1

(出所)英国貿易統計から作成

英国のEU離脱: 通商上の論点		概要	ポイント
EUと英国の交渉	関税	離脱後、EU・英国間の貿易に輸入関税が 賦課される可能性。	英国は関税同盟からも離脱し、 特別な自由貿易協定(FTA)で解 決を図りたい意向。
	製品基準・各種規制	加盟国で流通が認められた製品は全ての加盟国で流通可能、というEUの単一市場の原則が不適用になる。	英国が単一市場から完全離脱すると、離脱後に、双方の製品基準・各種規制が乖離していく可能性がある。
	サービス・金融	単一市場の原則に基づくサービス提供・金 融取引の自由が制限される可能性。	金融サービスの提供が最大の関 心事項。ハードブレグジットで制限 される方向。
	人の移動	モノ・サービス・資本と並ぶEUの4つの自由 の一つであるEU市民の移動の自由に対 し、メイ首相は制限を課す意向。	EEAでも4つの自由は不可分。移動の自由を制限する場合、EEAにも加わらない選択になる。
	投資·税制	EU親子会社指令、利子・ロイヤリティ指令により免除されている在英・在EU企業間の源泉徴収課税の扱い。	租税条約の内容によっては課税 される可能性。英国の統括会社 機能に影響。
	競争法・国家補助	欧州委員会所管のカルテルやM&A審査が 英国当局の所管に。政府による補助金へ のEU規律が不適用に。	EUは英国に対し、FTA交渉の中で、EUルールと同等のレベルを求める意向。
	知的財産権	欧州共同体商標・意匠や、準備中の欧州 統一特許の制度見直しが必要に。	EUレベルで創設される諸権利に ついては立法措置により調整が 必要。
英国の対外交渉	英国と第三国との新 規FTA	離脱後、英国と第三国間の貿易に輸入関税が賦課されるため、英国としてはFTA締結を早期に進めたい意向。	各国はEUと英国間の貿易協定が 合意されなければ、英国との交渉 は難しいとの立場。
	英国のWTO交渉	英国のWTO上の関税・サービス自由化は EUとしての共通譲許であったため、WTO加 盟国との再交渉が必要。	自由化約束にはWTO全加盟国の 同意が必要となる。

〔資料〕『ジェトロ通商弘報』、各種報道から作成

EUとの将来関係に関する英国白書

- ●英国政府は2018年7月12日、EU離脱後のEUとの将来関係に関する提案の詳細を示した白書を発表。
- ●物品の自由貿易圏の形成を中心とする経済パートナーシップの他、セキュリティ、横断的分野、制度的取決めについてカバー。

経済パートナーシップ

MEIAIN I J J J J J J J J J J J J J J J J J J		
基本方針	・EU単一市場、EU関税同盟から離脱。同時に、EUとの新たな経済パートナーシップの締結により英国の雇用を守り、経済成長を目指す。 ・米国、オーストラリア、ニュージーランド等との二国間協定の締結。TPP11への参加を検討。	
物品貿易	・自由貿易圏(Free Trade Area)を確立。農産品を含む。 ・共通ルールを提供し、関税、関税割当、原産地規則を導入しない。 ・「円滑化された通関取決め(Facilitated Customs Arrangement: FCA)」により、英国を経由する、EUが仕向け地の物品に対する関税を英国がEUに代わって徴収することで、英国・EU間の通関手続きをなくす。	
サービス貿易、投資、デジタル	・新たな取り決めを追求。EU加盟時と同等の市場アクセスを相互が得ることはない。	
EU専門機関への傘下	・医薬品、化学、航空については、それぞれのEU機関(欧州医薬品庁:EMA、欧州化学機関: ECHA、欧州航空安全機関:EASA)に資金を拠出し、議決権なしでも継続参加を追求。	
人の移動の自由	・EUとの間の人の移動の自由は終了。アイルランド人に対しては、共通渡航地域(CTA)により特別な 措置を継続。	

横断的分野

データ保護	・個人データの移転の継続性を含め、データ保護機関間の協力の継続
協力に関する協定	・科学研究、国際開発援助、防衛能力構築等の分野の継続協力に向けた新たな協定の締結。 ・「Horizon Europe」「Euratom Research and Training Programm」「Joint European Torus」「ITER」を含む、EUの研究・イノベーションプログラムへの参加。
宇宙	・「ガリレオ」を含むEUの宇宙開発プログラムへの継続参加。
漁業	・英国は国連海洋法条約に基づいた独立した海洋国家として、領海と排他的経済水域での漁業へのアク セスを管理。